

# 神奈川県立がんセンター整備運営事業

## 実施方針

平成20年8月

神奈川県病院事業庁

## 目次

<b>1 特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 事業内容に関する事項 .....	1
(2) 特定事業の選定に関する事項 .....	4
<b>2 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>5</b>
(1) 事業者選定の方法 .....	5
(2) 選定の手順及びスケジュール .....	5
(3) 応募手続等 .....	6
(4) 応募者の備えるべき参加資格要件 .....	10
(5) 審査及び選定に関する事項 .....	12
(6) 結果及び評価の公表方法 .....	12
(7) 提出書類の取扱い .....	12
<b>3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>12</b>
(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 .....	12
(2) 提供されるべきサービス水準 .....	13
(3) 公共施設等の管理者による支払に関する事項等 .....	13
(4) 事業者の責任の履行に関する事項 .....	13
(5) 病院事業庁による事業の実施状況の監視 .....	13
<b>4 立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>14</b>
(1) 施設の立地条件 .....	14
(2) 土地の取得等に関する事項 .....	15
(3) 施設整備の要件 .....	15
<b>5 事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項</b> .....	<b>15</b>
<b>6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項</b> .....	<b>15</b>
(1) 事業者に債務不履行の懸念が生じた場合 .....	15
(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合 .....	15
(3) 金融機関と病院事業庁との協議 .....	16
<b>7 金融上の支援等に関する事項</b> .....	<b>16</b>
(1) 財政上、金融上の支援に関する事項 .....	16
(2) その他の支援に関する事項 .....	16
<b>8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>16</b>
(1) 環境への配慮 .....	16
(2) 議会の議決 .....	16
(3) 情報公開及び情報提供 .....	17
(4) 入札に伴う費用負担 .....	17
(5) 実施方針に関する問い合わせ先 .....	17

様式 1	説明会参加申込書 .....	18
様式 2	実施方針等に関する質問書 .....	19
様式 3	実施方針等に関する意見書 .....	20
別紙 1	神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る意見交換会に関する要綱 .....	21
別紙 2	神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱 .....	26
添付資料 1	配置図 .....	33
添付資料 1 - 2	がんセンター案内図 .....	34
添付資料 2	建設用地 配置図.....	35
添付資料 2 - 2	関連工事工程表 .....	37
添付資料 3	想定事業スキーム図 .....	38
添付資料 4	予想されるリスクと責任分担表 .....	39
添付資料 5	不可抗力への対応フロー .....	41
添付資料 6	病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について .....	42
添付資料 7	モニタリングの実施とサービス購入料の減額 .....	55
添付資料 8	落札者決定から運営開始までのスケジュール（イメージ） .....	62
添付資料 9	基本協定書（案） .....	63
添付資料 10	神奈川県立がんセンター総合整備特定事業関係者協議会の設置及び運営に関する要綱（案） .....	65

## 神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針

### 1 特定事業の選定に関する事項

#### (1) 事業内容に関する事項

##### ア 事業名称

神奈川県立がんセンター整備運営事業（以下「本件事業」という。）

##### イ 事業に供される公共施設等の名称

神奈川県立がんセンターの病院施設及び付帯施設（以下「病院施設」という。）

##### ウ 公共施設の管理者等の名称

神奈川県病院事業管理者 病院事業庁長 堺 秀人

（病院事業庁は、がんセンターを含めた県立病院の地方独立行政法人化に向けた見直しを検討しているため、管理者が変更される可能性がある。）

##### エ 事業目的

神奈川県立がんセンターは昭和38年に開設された31床の成人病センターを前身として、昭和61年から病床数415床のがん専門病院としてスタートして以来、神奈川県（以下「本県」という。）におけるがん医療の中核的機関として、県民に高度で心あたたかい医療を提供することを基本理念に高度専門医療を提供してきている。

本県では「がんへの挑戦・10か年戦略」をまとめ、がんにならない、がんに負けない神奈川づくりを目指し、平成17年度からがん対策への重点的な取り組みをスタートしており、がんセンターでは、県内におけるがん医療の中核的病院として機能の強化を図り、がんに悩む患者さんやその家族に対する支援、がん医療に携わる人材の育成等に取り組んでいくことが求められている。

このような状況を踏まえ、神奈川県病院事業庁（以下、「病院事業庁」という。）では県立がんセンター（以下、「がんセンター」という。）の総合整備及び維持管理運営について民間事業者の技術力やノウハウを活用し、良質でわかりやすい医療の提供を行うことを目的としている。

##### オ 本件事業に関係する主な法令等

事業者は、以下に示す法令のほか、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

（ア）医療法（昭和23年7月30日法律第205号）

（イ）健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）

（ウ）老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）

（エ）薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）

（オ）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）

- (カ) がん対策基本法（平成18年6月23日法律第98号）
- (キ) 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）
- (ク) 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
- (ケ) 地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）
- (コ) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- (サ) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- (シ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- (ス) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- (セ) 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- (ソ) 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- (タ) 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
- (チ) 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- (ツ) 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）
- (テ) 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）
- (ト) ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）
- (ナ) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- (ニ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）
- (ヌ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）
- (ネ) 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）
- (ノ) 電波法（昭和25年5月2日法律第131号）
- (ハ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）

本件事業の遂行に必要なとなる許認可については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者の負担とする。

#### カ 事業の範囲

本件事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）」に基づき、事業者が新たに病院施設を設計・建設し、病院事業庁に所有権を移転し、病院施設の維持管理・運営業務を遂行する。

本件事業の業務は下記に列挙するとおりであり、その詳細は業務要求水準書（案）に示すとおりとする。

- (ア) 病院運営関係
  - a 統括マネジメント業務
  - b メディカルアシスタント業務
  - c 物流管理運営業務
  - d 検体検査業務
  - e 患者給食提供業務

- f 清掃・廃棄物処理業務
- g 植栽管理・外構清掃業務
- h 保安警備業務
- i 電話交換・館内放送業務
- j 院内保育施設運営業務
- k 施設設備保守管理業務
- l 医療機器保守点検業務
- m 利便施設運営業務

(イ) 新病院建設関係

- a 設計業務
- b 建設業務
- c 医療機器・備品等調達業務
- d 開業準備業務
- e 旧がんセンター解体除却業務

医薬品、検査試薬及び診療材料については、原則として病院事業庁で共同購入方式により購入先と購入価格を決定するため、医薬品及び診療材料の在庫管理や発注事務等の業務は事業者の業務とする。(いわゆる調達業務は本事業の業務には含まれない。)

病院情報システムについては、事業者が設置する給食、物流、検体検査等の一部の部門システムを除き病院事業庁で別途整備する。

医療機器・備品等調達業務で調達する医療機器・備品等は開業当初に調達する医療機器・備品等に限られ、維持管理運営期間中の医療機器・備品等の更新業務は含まない。

建設予定地内に本事業とは別に重粒子線治療施設の建設を検討しており、本事業の建設工事期間も重複することとなるため工事実施にあたっては工程調整等が必要となる。(添付資料2 - 2「関連工事工程表」参照。)

現在の病院で使用している医療機器・備品等の新病院への移転を含む引越し業務は病院事業庁で別途契約を行うため、本事業の業務には含まれない。

キ 事業スケジュール

(ア) 事業期間

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| a 新施設等の設計・建設・開業準備 | 平成 22 年 1 月～平成 25 年 11 月 |
| b 許認可等の取得         | 平成 22 年 1 月～平成 25 年 11 月 |
| c 新施設等の引渡し・所有権移転  | 平成 25 年 8 月～平成 25 年 11 月 |

すべての建設用地の引渡し完了が県警察の運転免許試験場技能コース等の整備終了後となるため、事業者から病院事業庁への施設等の引渡し・所有権移転は平成 25 年 11 月から平成 31 年度以降まで段階的に実施する予定。

添付資料2 - 2「関連工事工程表」参照。

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| d 維持管理・運営 | 平成 25 年 11 月～平成 46 年 3 月 31 日 |
|-----------|-------------------------------|

( 20年5か月間)

(イ) 契約等の締結

- a 基本協定 平成 22 年 1 月
- b 特定事業契約 平成 22 年 2 月
- c 金融機関との直接協定 平成 22 年 3 月

添付資料 8 「落札者決定から運営開始までのスケジュール(イメージ)」参照。

ク 事業方式

B T O (Build Transfer Operate) 方式( )とする。

事業者が施設を設計・建設後、施設の所有権を病院事業庁に移転、その後事業者が維持管理・運営期間(20年5か月間)を通じて、施設の維持管理・運営を行う方式。

(2) 特定事業の選定に関する事項

ア 選定方法

本件事業を P F I (Private Finance Initiative) の手法により実施した場合に、従来型の手法により実施した場合に比べて財政資金の効率的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

イ 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- (ア) コスト算出による定量的評価
- (イ) 事業者に移転されるリスクの検討
- (ウ) P F I 事業として実施することの定性的評価
- (エ) 上記の結果を踏まえた総合的評価(V F M 評価)

ウ 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

特定事業の選定結果について、V F M 評価の内容を明らかにした上、公表する。

なお、病院施設の配置、想定事業スキーム等の本件事業に関する基本的な事項については、添付資料 1 から 3 までを参照。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

総合評価一般競争入札方式による。

(2) 選定の手順及びスケジュール

	全体スケジュール	県病院事業庁に係る手続き	
平成20年度	7月下旬	審査会 事業者選定手法を決定、実施方針等の検討	
	8月初旬	ア 実施方針等の公表/説明会	
	9月中旬	イ 実施方針等に対する質問受付	
	9月下旬	ウ 実施方針等に対する意見招請	
	10月中旬	実施方針等に対する質問への回答	
	10月下旬	エ 意見交換会	
	11月初旬	オ 特定事業の選定結果の公表	審査会 特定事業の選定に関する検討 特定事業の選定(VFM)
	11月上旬 ~12月中旬	カ 事業者ヒアリング	
	2月議会		債務負担行為の設定(21年度当初予算)
	平成21年度	4月中旬	キ 入札公告等
4月中旬 ~5月下旬		ク 入札公告等に対する質問受付	
6月上旬		ケ 参加表明書、資格確認申請書の受付	
6月中旬		コ 資格確認通知の発送	
9月下旬		サ 提案書の受付	
10月中旬 ~12月中旬		シ 落札者の決定	審査会 提案書の審査
12月下旬		ス 基本協定締結	
1月上旬		セ 特定事業契約締結	
2月			
3月			金融機関との直接協定の締結

(備考) 表中のア、イ、ウ...は、次ページ(3)応募手続き等の各項番に対応している。



### (3) 応募手続等

本件事業では、早い段階から事業に関する病院事業庁の考え方を提示し、事業参入のための検討を容易にするため、実施方針の公表に合わせて、「業務要求水準書(案)」の他、「特定事業契約書(素案)」、「実施方針等Q & A」、「神奈川県立がんセンター総合整備について」及び「神奈川県立がんセンター整備運営事業資料編」を公表する。

また、本件事業に関する病院事業庁と事業者との相互理解を深めるとともに、事業者の参入のしやすさに配慮しながら事業を実施するため、従来の実施方針等に対する質問回答や意見招請に加えて、意見交換会や事業者ヒアリングを実施する。

#### 【本書以外の公表資料】

##### (ア) 業務要求水準書(案)

業務要求水準書とは、本件事業において病院事業庁が要求するサービス水準を示したものであり、業務要求水準として設定した各項目については、応募者が提出する書類により確認する。

##### (イ) 特定事業契約書(素案)

特定事業契約書(素案)は、病院事業庁と事業者との間で締結される契約書の素案である。本件事業は、病院施設の設計・建設工事、維持管理・運営といった多くの要素を含んでおり、特定事業契約書(素案)は、病院事業庁が本件事業を実施するに当たっての契約条件を示したものであり、事業者による提案内容の検討の際、その方針に影響を与えることから、今回実施方針と同時に公表するものである。

##### (ウ) 神奈川県立がんセンター総合整備について

がんセンターの総合整備の基本方針を示したもので、どのような病院を目指し、どのような医療を行っていくかをまとめているものである。

##### (エ) 神奈川県立がんセンター整備運営事業資料編

事業者による提案内容の検討の際に参考となるよう、現在までのがんセンターの実績等のデータのうちで「年報」(がんセンターホームページにおいて公表している。)に掲載されていない情報を取りまとめたものである。

##### (オ) 実施方針等Q & A

今回の実施方針の公表に当たっては、実施方針、業務要求水準書(案)、特定事業契約書(素案)、神奈川県立がんセンター総合整備について、神奈川県立がんセンター整備運営事業資料編を同時に公表しており、それぞれの資料に関する考え方、参考情報をQ & A方式で紹介したものである。

#### ア 実施方針等の公表/説明会

病院事業庁は、本件事業についてPFI法第5条に規定する事項を記載した実施方針並びに業務要求水準書(案)、特定事業契約書(素案)、実施方針等Q & A、神奈川県立がんセンター総合整備について及び神奈川県立がんセンター整備運営事業資料編を平成20年8月1日(金)に公表する。

なお、下記の日時・場所で説明会を開催するとともに、実施方針等の閲覧を行う。

### 【説明会の開催】

- (ア) 日時 平成 20 年 8 月 8 日 (金) 13 時 30 分から 16 時 30 分まで
- (イ) 場所 神奈川県立がんセンター 講堂棟 (横浜市旭区中尾 1 - 1 - 2)  
(電話 045 - 391 - 5761 (代表))

現在の病院について見学会等を開催する予定はない。また、建設予定地については運転免許試験場の技能コースとなっていることから、コース内部へ立ち入っての見学会は行わない。ただし、運転免許試験場の業務に支障とならない限り周辺道路等から建設用地の見学を行うことは問題ない。

### 【説明会の事前申込み】

説明会へは多数の参加希望者が予想されるため、事前申込み制とする。

参加希望者は次の手続により事前に申し込むこと。なお、説明会場の収容人数に制約があるため、申込みの状況によっては、1社当たりの参加人数を制限することもある。

- (ア) 申込み期日 平成 20 年 8 月 6 日 (水) 15 時まで (必着)
- (イ) 申込み方法 様式 1 「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、Eメール又はファックスにより、病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班あてに申し込むこと。(電話での申込みは不可とする。)

#### (ウ) 注意事項

説明会当日は、「実施方針」、「業務要求水準書(案)」、「特定事業契約書(素案)」、「実施方針等 Q & A」、「神奈川県立がんセンター総合整備について」、「神奈川県立がんセンター整備運営事業資料編」は配布しないので、病院事業庁のホームページからダウンロードして、持参すること。

事前に申し込まずに、当日来場しても説明会には参加できない。

### 【説明会会場への交通】

相模鉄道「二俣川駅」から相鉄バス「運転試験場循環」乗車で「運転試験場」下車 (所要約 5 分)

相模鉄道「二俣川駅」からは徒歩で 15 分程度。

添付資料 1 - 2 「がんセンター 案内図」参照。

なお、駐車スペースがないため、車での来場はできない。

### 【実施方針等の閲覧】

- (ア) 閲覧期間 平成 20 年 8 月 1 日 (金) から平成 20 年 9 月 30 日 (火) まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (イ) 閲覧時間 9 時から 12 時まで及び 13 時 15 分から 16 時まで
- (ウ) 閲覧場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 (横浜市中区日本大通 1)  
神奈川県立がんセンター総合整備推進室 (横浜市旭区中尾 1-1-2)

## イ 実施方針等に対する質問受付

実施方針等の内容に対する質疑応答を、次のとおり行う。

### (ア) 質問の提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、様式2「実施方針等に関する質問書」に記入の上、神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班へ、Eメール又は郵送により提出すること。

### (イ) 受付期間

平成20年9月16日(火)から平成20年9月18日(木)まで(必着)

### (ウ) 回答

質問に対する回答は、平成20年10月20日(月)から病院事業庁のホームページへの掲載及び閲覧により行う。

## 【質問及び回答内容等(実施方針等を含む)の閲覧】

(ア) 閲覧期間 平成20年10月20日(月)から平成20年10月31日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日は除く。)

(イ) 閲覧時間 9時から12時まで及び13時15分から16時まで

(ウ) 閲覧場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課(横浜市中区日本大通1)  
神奈川県立がんセンター総合整備推進室(横浜市旭区中尾1-1-2)

## ウ 実施方針等に対する意見招請

実施方針等に対する意見招請を、次のとおり行う。

### (ア) 意見の提出方法

実施方針等に対する意見がある場合は、様式3「実施方針等に関する意見書」に記入の上、神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班へ、Eメール又は郵送により提出すること。

### (イ) 受付期間

平成20年9月24日(水)から平成20年9月26日(金)まで(必着)

### (ウ) 回答

意見に対する回答は、「エ 意見交換会」及び「カ 事業者ヒアリング」の結果を踏まえ、入札説明書に添付して公表する。

## エ 意見交換会

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取し、病院事業庁と事業者との相互理解を図ることを目的に、意見交換会(集会形式)を開催する。

(ア) 開催日時 平成20年10月22日(水) 10時~12時(9時30分受付開始)

(イ) 開催場所 神奈川県立がんセンター 講堂棟(横浜市旭区中尾1-1-2)  
(電話 045-391-5761(代表))

意見交換会への参加には事前申込みが必要。(事前に申し込まずに、当日来場しても意見交換会には参加できない。)詳細は別紙1「神奈川県立がんセンター整備運営事業

に係る意見交換会に関する要綱」を参照。

オ 特定事業の選定結果の公表

本件事業をPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、その結果（VFM）を公表する。

カ 事業者ヒアリング

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、事業者の参入のしやすさに配慮した契約条件等の設定の一助とするため、事業者ヒアリング（個別ヒアリング）を実施する。

事業者ヒアリングへの参加には事前申込みが必要。（事前に申し込まずに、当日来場しても事業者ヒアリングには参加できない。）実施日程等については、参加者に別途連絡する。詳細は別紙2「神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱」を参照。

キ 入札公告等

本件事業は、総合評価一般競争入札方式により実施することから、神奈川県公報により入札公告をするとともに、実施方針等に対する意見等を踏まえ、入札説明書（本編及び付属資料（業務要求水準書、特定事業契約書（案）落札者決定基準等）を公表する。

ク 入札公告等に対する質問受付

入札説明書等に対する質疑応答を行うものとする。

ケ 参加表明書、資格確認申請書の受付

応募者は、参加表明書及び資格審査確認申請書を提出すること。なお、当該様式については入札説明書に示す。

コ 資格確認通知の発送

資格審査の結果を応募者に通知する。なお、入札参加資格がない場合、その理由の説明要求があった応募者に対しては回答書を送付する。

サ 提案書の受付

応募者は、本件事業に関する提案内容を記載した提案書を提出すること。提案書の作成要領については入札説明書に示す。また、必要に応じて応募者に対するヒアリングを行うことがある。

シ 落札者の決定

総合評価一般競争入札方式により落札者を決定し、応募者に通知する。

#### ス 基本協定締結

落札者と基本協定を締結する。

添付資料9「基本協定書(案)」参照。

#### セ 特定事業契約締結

基本協定の締結後、落札者が設立する特別目的会社(以下「SPC」という。なお、SPCは会社法が規定する株式会社でなければならない。)と特定事業契約を締結する。(特定事業の内容については、本資料と同時に公表した「神奈川県立がんセンター整備運営事業特定事業契約書(素案)」、本資料の添付資料4「予測されるリスクと責任分担表」及び添付資料5「不可抗力への対応フロー」を参照。)

また、本件事業の円滑な推進のため、特定事業契約締結後速やかに関係者協議会を設立する。

添付資料10「県立がんセンター総合整備特定事業関係者協議会の設置及び運営に関する要綱(案)」参照。

#### (4) 応募者の備えるべき参加資格要件

##### ア 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- (ア) 応募者は1社又は複数の企業等により構成されるグループとし、グループで応募する場合は代表者を定める。なお、グループを構成する企業等を構成員という。
- (イ) 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、病院事業庁と協議を行う。
- (ウ) 1応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (エ) 応募者は、特定事業契約締結までに、本件事業を実施するSPCを設立するものとする。グループで応募した場合の代表者は必ずSPCへの出資を行うものとし、代表者を含む構成員でSPCの過半数の株式を保持しなければならない。
- (オ) 応募者及び応募グループの代表者は、神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者及びその営業を継承したと認められた者であること。

##### イ 構成員の制限

次に該当する者は、応募者又はその構成員になれないものとする。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 参加表明時から提案書提出時までの間に、県の指名停止措置を受けている者
- (ウ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与している者若しくはこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者。なお、資本面又は人事面において関連がある者とは次の者をいう。
  - a アドバイザー業務に関与している者の発行済み株式数の50%を超える株式を有している者又はその出資総額の50%を越える出資をしている者
  - b 当該入札参加者の代表権を有する役員がアドバイザー業務に関与している者の代表権を有する役員を兼ねている者

本事業に係るアドバイザー業務に関与している者とは、(株)三菱総合研究所、KPMGヘルスケアジャパン(株)、(株)伊藤喜三郎建築研究所及び渥美総合法律事務所・外国法共同事業をいう。

- (エ) 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (オ) 次の申立て等がなされている者
  - a 旧商法第381条の規定による整理開始の申立て又は通告
  - b 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - c 旧和議法第12条の規定による和議開始の申立て
  - d 会社更生法第17条又は第2項の規定に基づく更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の事例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。)
  - e 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

#### ウ 設計業務及び建設業務に係る要件

設計業務及び建設業務を実際に担当する者(応募者の構成員であるか協力企業であるかは問わない。)は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (ア) 設計業務を担当する者及び建設業務を担当する者は以下の実績を有する者であること。
  - a 300床以上の病床数を有する病院の設計及び建設
  - b 免震構造の建築物の設計及び建設
- (イ) 設計業務を担当する者は、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 建設業務を担当する者は、次の要件を満たしていること。
  - a 建設業法第3条第1項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
  - b 入札日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、土木一式工事及び建築一式工事に関わる建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けた者であること。

ただし、複数者で施工する場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。
- (エ) 解体除却工事を担当する者は、次の要件を満たしていること。
  - a とび・土工・コンクリート工事の資格を有し、かつ、施工可能な特殊工事として解体を競争入札参加資格者名簿に登録していること。
  - b 入札日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、とび・土工・コンクリート工事に関わる建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けた者であること。

協力企業とは、代表者あるいは構成員以外で本事業の業務を担う者のこと。なお、協力企業であっても設計業務及び建設業務を担当する者については、資

格審査確認申請後の変更は認めない。

エ 参加資格要件確認基準日

参加資格要件等の確認基準日は平成 21 年 6 月上旬を予定。

( 5 ) 審査及び選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

(ア) 審査に際しては、学識経験者等及び県職員で構成する審査会を設置する。

(イ) 審査会は、「事業遂行能力」、「サービス購入料」、「事業の安全性」、「施設能力」、「環境配慮」、「医療環境の向上」及び「病院利用者の利便性向上」等の観点から総合的に提案書の審査を行い、優秀提案を選定する。

イ 審査手順に関する事項

審査は資格審査と提案審査に分けて実施し、価格その他の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を優秀提案として選定する。

ウ 事業者の選定

病院事業庁は、審査会による審査結果に基づいて落札者を決定する。病院事業庁と落札者は入札説明書に基づき契約手続を行う。なお、落札者は、特定事業契約の締結により、本件事業の事業者として確定する。ただし、契約締結までの間に、落札者が県の指名停止措置を受けた場合は、その限りではない。

( 6 ) 結果及び評価の公表方法

審査の結果は公表する。

( 7 ) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。

なお、本件事業において公表及びその他病院事業庁が必要と認めるときには、病院事業庁は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本件事業の公表以外には使用せず、事業者選定後、一式を除いて返却する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

( 1 ) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

#### ア 責任分担の考え方

本件事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することによって、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本実施方針等で規定する病院施設の整備及び病院施設の維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、病院事業庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、病院事業庁が責任を負うこととする。

#### イ 予想されるリスクと責任分担

病院事業庁と事業者の責任分担は、原則として特定事業契約書（素案）及び添付資料4「予想されるリスクと責任分担表」によるものとし、意見招請、意見交換会及び事業者ヒアリングの結果を踏まえ入札説明書において確定する。

#### (2) 提供されるべきサービス水準

業務要求水準書（案）のとおり。

#### (3) 公共施設等の管理者による支払に関する事項等

病院事業庁は、特定事業契約書の条項に従い提供されるサービスの購入料を支払う。

また、サービスの購入料に係るリスク分担、ペナルティ等の考え方については、原則として添付資料6「病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について」及び添付資料7「モニタリングの実施とサービス購入料の減額」によるものとし、意見招請、意見交換会及び事業者ヒアリングの結果を踏まえ入札説明書において確定する。

病院施設の建設に係る費用の一部について、県債の発行等により病院事業庁が資金調達を行うこととなった場合には、その資金調達相当額分については新病院開業後に事業者に対して一括して支払うことがある。

#### (4) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、特定事業契約書に従い誠意をもって責任を履行する。

#### (5) 病院事業庁による事業の実施状況の監視

##### ア モニタリング

##### (ア) 各種許認可申請・取得時

事業者は、各種法令等に基づく許認可の書類作成を行い、所管官公庁に許認可申請を行うとともに、病院事業庁に事前説明及び事後報告を行う。

##### (イ) 設計完了時

事業者は提案書に基づき設計を行い、設計完了時に病院事業庁の確認を受ける。

##### (ウ) 工事施工時

事業者は、建築基準法第2条第11号に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に病院事業庁から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、病院事業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事



現場での施工状況の確認を行う。

(エ) 工事完成時(完工確認)

事業者は、施工記録を用意して、現場で病院事業庁の確認を受ける。

(オ) 施設運営開始後

病院事業庁は、定期的に業務の実施状況を確認する。

イ サービス購入料の減額等

業務要求水準書で定められたサービス水準が維持されていないことが判明した場合は、サービスに対する支払の減額等を行う。(添付資料7「モニタリングの実施とサービス購入料の減額」参照。)

4 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 施設の立地条件

ア 建設用地 神奈川県横浜市旭区中尾二丁目 55 - 1 外(運転免許試験場内)

添付資料1「配置図」参照。

イ 敷地面積

(ア) 平成 22 年 5 月敷地面積 約 30,500 m<sup>2</sup>

(イ) 最終の敷地面積 約 37,800 m<sup>2</sup>

ウ 地域地区等(建設用地)

(ア) 第一種住居地域

建ぺい率 60%

容積率 200%

(イ) 準防火地域

(ウ) 第 4 種高度地区(最高高さ 20m)

横浜市市街地環境設計制度により最高高さ 31mの緩和を受けて計画する必要がある。

エ その他

(ア) 敷地にはレベル差があるため建設可能な高さはエリアごとに異なる。

(イ) 建設用地の引渡しは平成 22 年 5 月から 3 回に分けて段階的に行う。(添付資料 2 - 2 参考図参照。)平成 22 年 5 月に引き渡す建設用地(建設用地 )は現状の自動車運転免許試験場の技能試験コースの現状有姿で引き渡す。また、平成 22 年度中に引き渡す県職員アパート解体除却後の建設用地(建設用地 )については整地後砕石敷きで引き渡し、技能試験コース再整備後の建設用地(建設用地 )は現状有姿で引き渡すが、詳細は入札説明書で示す。

(ウ) 建設用地内に建設する計画の重粒子線治療施設は、平成 20 年度中に基本構想を策定する予定であるが、本件事業とは別の事業として整備する。また、重粒子線治療施設が計画どおり整備される場合、本件事業と建設工事期間が重複すること

が考えられるが、詳細については入札説明書で示す。(添付資料2-2「関連工事工程表」参照。)

(エ) 建設用地の上空には東京電力(株)の送電線が横断しているため、経済産業省の「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づく送電線からの隔離距離の確保等の建築制限がある。(添付資料1「配置図」参照。)

(オ) 建設予定地の地下には、現在運転免許試験場で使用している排水管等が埋設されているが、本件工事の着工までには県警察本部で切回し工事を行う。ただし、現在の排水管の撤去は行わず、地下に埋設されたままであるため、本件工事において当該排水管が支障となる場合は事業者が撤去すること。

## (2) 土地の取得等に関する事項

建設用地は病院事業庁の所有地となる予定である。また、事業者は本件事業の実施に必要な範囲において建設用地を無償で使用できるものとする。

なお、病院事業庁で建設用地以外に資材置場等を用意する予定はないので、事業者が提案する工事で資材置場等が建設予定地以外に必要な場合は事業者が独自で確保すること。

## (3) 施設整備の要件

病院施設の配置、施設及び構造に係る要件等の詳細については、業務要求水準書(案)において示す。

## 5 事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、病院事業庁と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### (1) 事業者が債務不履行の懸念が生じた場合

病院事業庁は、特定事業契約書の定めに従い事業者が改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。なお、具体的な対応方法については、特定事業契約書(実施方針公表時においては「特定事業契約書(素案)」)に規定する。

(添付資料7「モニタリングの実施とサービス購入料の減額」2-(1)-イ ペナルティのフロー参照。)

### (2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

病院事業庁及び事業者は、特定事業契約書に定める事由毎に、その責任の所在に応じて適切に対応する。(特定事業の内容については、本資料と同時に公表した「神奈川

県立がんセンター整備運営事業特定事業契約書（素案）」、本資料の添付資料4「予測されるリスクと責任分担表」及び添付資料5「不可抗力への対応フロー」を参照。）

(3) 金融機関と病院事業庁との協議

本件事業が適正に遂行されるよう、重要な事項について、事業者に資金供給を行う金融機関と病院事業庁とで協議を行うことがある。

7 金融上の支援等に関する事項

(1) 財政上、金融上の支援に関する事項

事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し、同支援が適用される場合には、病院事業庁と協議する。

現時点で想定される財政上及び金融上の支援等は次のとおりである。

ア 施設の整備、維持管理及び運営における病院事業庁所有財産の無償使用（独立採算部門は除く。）

イ 日本政策投資銀行による融資

(2) その他の支援に関する事項

その他の支援については以下のとおりとする。

ア 事業実施に必要な許認可等の取得に関し、病院事業庁は必要に応じて協力を行う。

イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、病院事業庁と事業者とで協議を行う。

本件事業は国庫補助対象事業ではない。また、病院事業庁として補助金、出資等の支援は行わない。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意すること。

ア グリーン購入等、省資源に配慮すること

イ 省エネルギーに配慮すること

ウ 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること

エ 水循環（雨水の地下への浸透性等）に配慮すること

オ 周辺の生活環境（交通安全等）に配慮すること

(2) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を県議会平成21年2月定例会に提案予定。

なお、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年9月22日政令第279号）」に定めるところにより、特定事業契約の締結については議会の議決を必要としない。

( 3 ) 情報公開及び情報提供

神奈川県情報公開条例(平成 12 年 3 月 28 日条例第 26 号)に基づき情報公開を行う。  
情報提供は、適宜、記者発表及びインターネット等を通じて行う。

( 4 ) 入札に伴う費用負担

応募者の入札に係る費用については、全て応募者の負担とする。

( 5 ) 実施方針に関する問い合わせ先

本件事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

神奈川県病院事業庁県立病院課企画・整備班

電 話 0 4 5 - 2 1 0 - 1 1 1 1 ( 代表 ) ( 内線 6 8 4 4 ~ 6 8 4 5 )

0 4 5 - 2 1 0 - 6 8 4 4 ( 直通 )

F A X 0 4 5 - 2 1 0 - 8 8 6 5

住 所 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

E メール [kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp](mailto:kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp)

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenbyo/index.htm>

(様式1)

平成 年 月 日

## 説明会参加申込書

神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針等の説明会への参加について、次のとおり申し込みます。

企業名	
所在地	
所属 / 担当者名	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	
参加者役職	参加者氏名

説明会会場の都合上、申込みの状況によっては、1社当たりの参加人数を制限することがあります。

平成 年 月 日

## 実施方針等に関する質問書

神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針等について、質問事項がありますので、提出します。

会社名	
部署名	
役職・担当者名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メール	

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	質問
1								
2								
3								
4								
5								

## 記入例

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	質問
1	実施方針	2	5	(1)	ア	(7)		については でしょうか。

- 注) 1 Microsoft Excel (Microsoft Excel2000 に対応可能なバージョン) により作成すること。  
 2 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角文字で記入すること。  
 3 行が不足する場合には、適宜調整すること。  
 4 実施方針の該当箇所の順番に並べること。  
 5 質問は、各 No.につき 1 項目とすること。(一つの No.の中に複数の質問を含まないこと。)

平成 年 月 日

## 実施方針等に関する意見書

神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針等について、意見・提案がありますので、提出します。

会社名	
部署名	
役職・担当者名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メール	

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	意見・提案
1								
2								
3								
4								
5								

## 記入例

No	資料名	頁/ 様式	該当箇所				タイトル	意見・提案
1	実施方針	2	5	(1)	ア	(7)		については と考え ます。

- 注) 1 Microsoft Excel (Microsoft Excel2000 に対応可能なバージョン) により作成すること。  
 2 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角文字で記入すること。  
 3 行が不足する場合には、適宜調整すること。  
 4 実施方針の該当箇所の順番に並べること。  
 5 意見・提案は、各 No.につき1項目とすること。(一つの No.の中に複数の意見・提案を含まないこと。)

## 神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る意見交換会に関する要綱

### 1 総則

本要綱は、神奈川県立がんセンター整備運営事業（以下「本件事業」という。）に関する「神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針」（以下「実施方針」という。）において規定されている「意見交換会」について、必要な事項を定めるものである。

### 2 意見交換会の目的

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取するため意見交換会を実施する。主な目的は次のとおり。

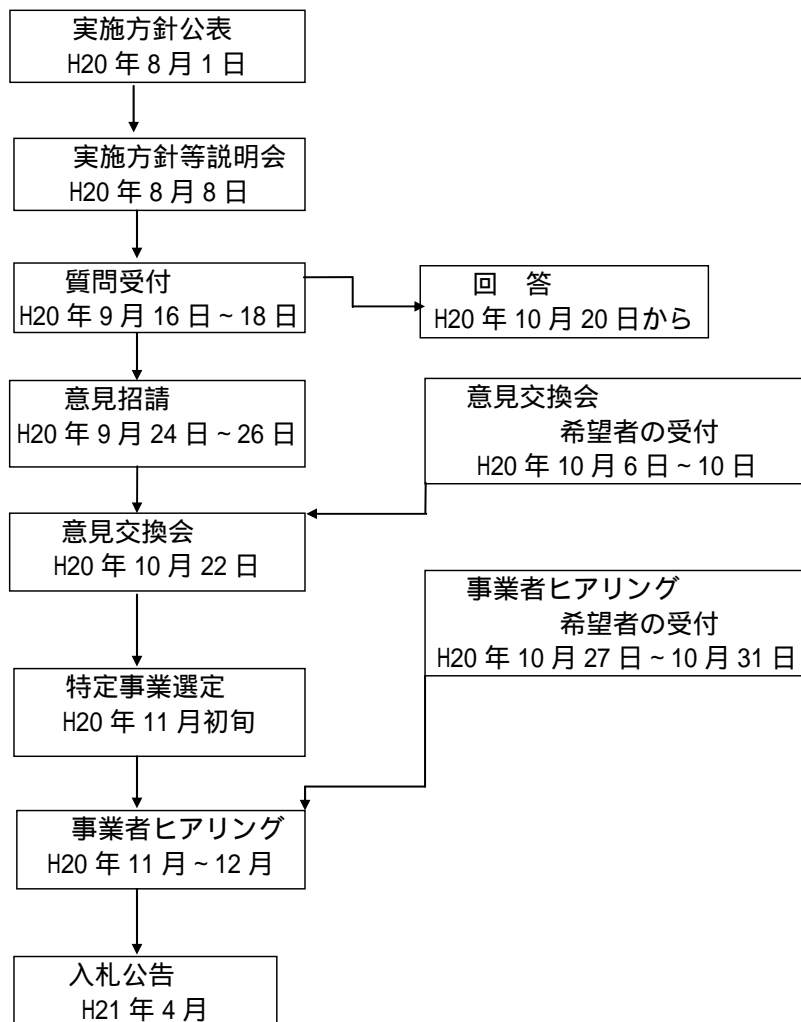
- (1) 本件事業への参加意欲をもつ事業者及び参加の可能性のある事業者から、幅広い提案・意見を聴取し、その内容を入札説明書等に反映させることによって、より良い入札及び効率的なPFI事業の実施を目指す。
- (2) 事業者間及び病院事業庁と事業者との相互理解を深めることにより、事業者の創意工夫を引き出し、参入しやすい環境を整える。
- (3) 事業への参画を希望する事業者及び関心のある事業者が、本件事業に対する理解を深め、より多くの事業者の参画を目指す。



### 3 スケジュール

意見交換会は、実施方針への質問回答後とし、平成 20 年 10 月 22 日（水）に実施する。

平成 20 年 8 月の実施方針公表から平成 21 年 4 月の入札公告までの事業者ヒアリングを含めたスケジュールは以下の通り。



事業者ヒアリングについては、別紙 2「神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱」を参照。

#### 4 情報公開

意見交換会における参加者の発言内容及び会社名等は、原則として、病院事業庁のホームページへの登載及び閲覧により公表する。

- (1) 閲覧期間 平成20年11月10日(月)から平成20年11月20日(木)まで  
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)
- (2) 閲覧時間 9時から12時まで及び13時から16時まで
- (3) 閲覧場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課(横浜市中区日本大通1)

#### 5 事業者からの意見受付について

意見交換会では、実施方針、業務要求水準書(案)、特定事業契約書(素案)についての意見及び本件事業全体についての意見を受け付けるものとし、意見に伴う質問を行うことも可能とする。ただし、会場での事業者からの意見及び質問については可能な限り回答するが、即答できない場合は「4 情報公開」に合わせて公表する。

#### 6 参加申込み

意見交換会への参加希望者は、添付様式「意見交換会 参加申込書」に必要事項を記入の上、平成20年10月6日(月)から10日(金)まで(必着)の間にEメール又は郵送により申し込むこと。

(申込み先)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 企画・整備班

Eメール [kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp](mailto:kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp)

#### 7 実施日時及び会場

意見交換会の実施は以下のとおり。

- (1) 開催日 平成20年10月22日(水)
- (2) 時間 10時~12時(9時30分受付開始)

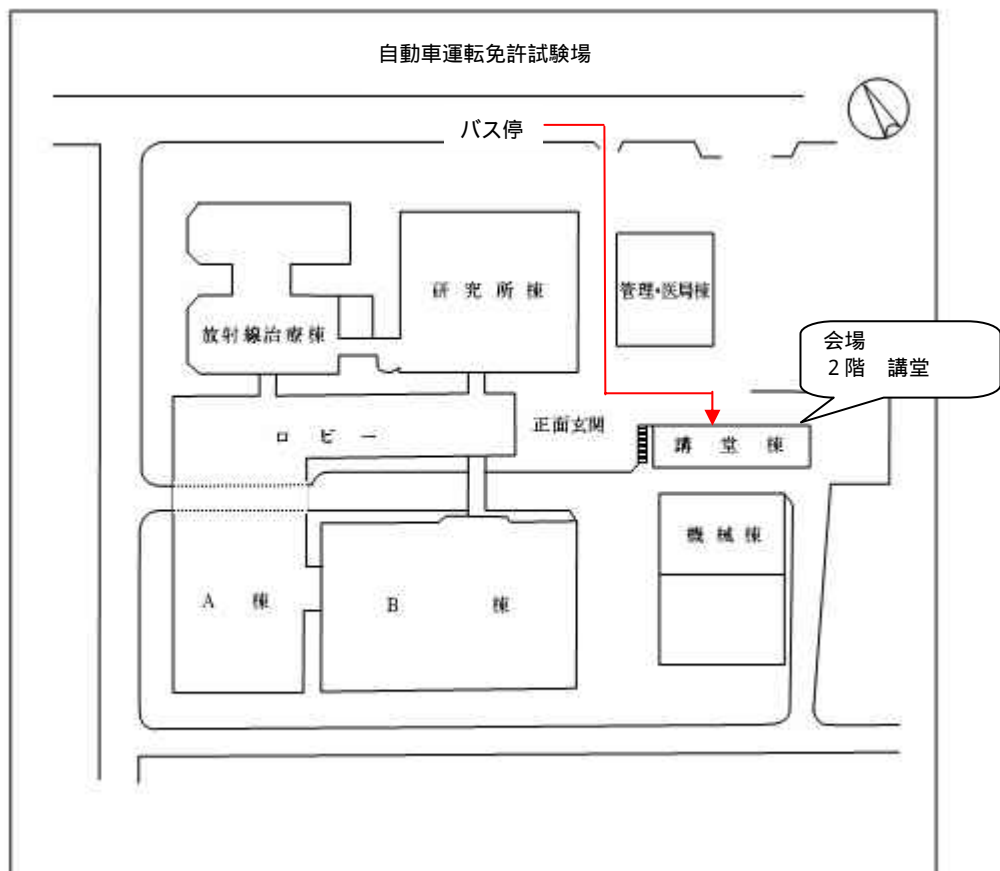
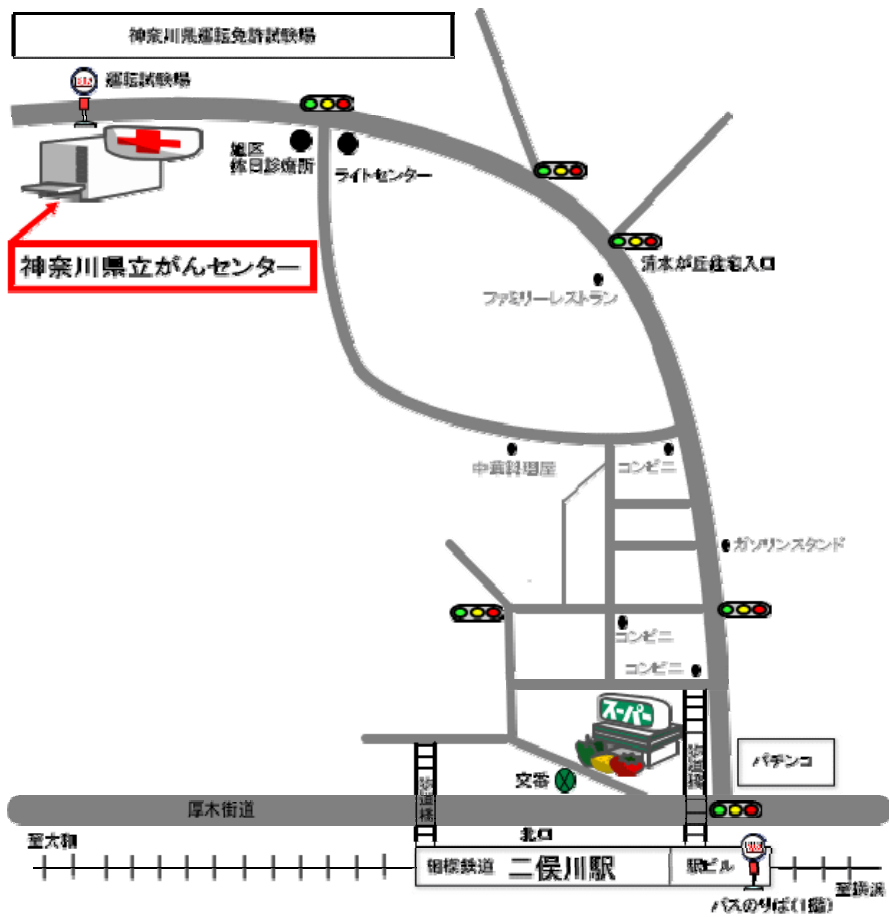
なお、参加者が多数となった場合、同日に午前・午後の2回に分けて意見交換会を実施する。時間が変更となった参加希望者に対しては、10月17日(金)までに、Eメール又はFAXにより連絡する。

- (3) 会場 神奈川県立がんセンター 講堂棟  
神奈川県横浜市旭区中尾1-1-2  
電話 045-391-5761(代表)

車での来場はできません。

#### 8 費用負担

「意見交換会 参加申込書」の提出に係る諸費用並びに意見交換会会場までの交通費については参加者の負担とする。



## 「意見交換会 参加申込書」

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班 担当あて

参加事業者名		
所在地		
連絡先	TEL	
	FAX	
	Eメール	
参加者  (出席合計人数) 人		
参加者詳細		
	所属部署	肩書・役職名
		氏名

参加者が多数の場合は、記入欄を追加して記入すること。

## 神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱

### 1 総則

本要綱は、神奈川県立がんセンター整備運営事業（以下、「本件事業」という。）に関する「神奈川県立がんセンター整備運営事業実施方針」（以下「実施方針」という。）において規定されている「事業者ヒアリング」について、必要な事項を定めるものである。

### 2 事業者ヒアリングの目的

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取し、事業者の参入のしやすさに配慮した契約条件設定の一助とするため、事業者ヒアリングを実施する。事業者ヒアリングの主な目的は次のとおり。

- (1) 本件事業への参加意欲をもつ事業者及び参加の可能性のある事業者から、個別に提案・意見を聴取し、その内容を入札説明書等に反映させることによって、より良い入札及び効率的なPFI事業の実施を目指す。
- (2) 事業者ヒアリングに先立って開催する意見交換会では意見交換し難い具体的な意見・提案の聴取及び情報交換を行うことにより、事業者の創意工夫を引き出すとともに、事業者にとって参入しやすい環境を整える。
- (3) 事業への参画を希望する事業者及び関心のある事業者が、本件事業に対する理解をより深め、今後の検討の方向性や具体化への一助とすることを旨とする。

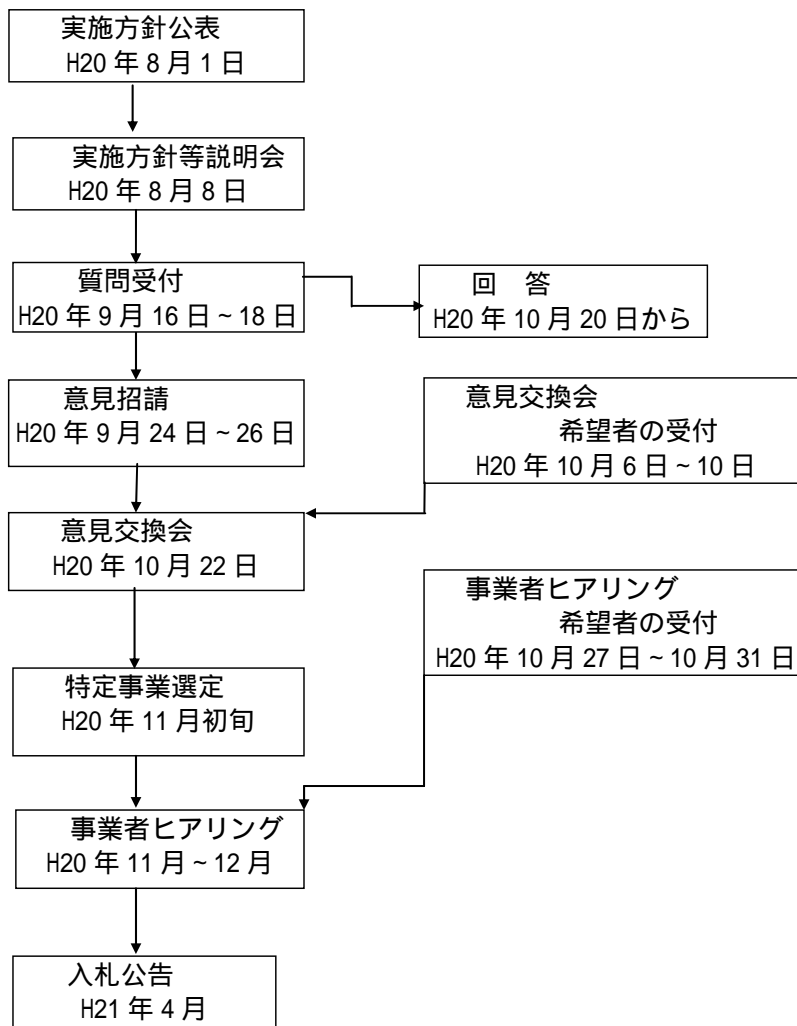
### 3 事業者ヒアリングの実施方法

事業者ヒアリングは、本件事業への参加を希望する事業者の自発的な提案・意見を病院事業庁が受け付けるものであり、事業者ヒアリングは、1事業者（あるいは1グループ）と病院事業庁による1対1の形式で行う。

#### 4 スケジュール

事業者ヒアリングは平成 20 年 11 月～12 月の間に参加希望者との日程調整の上、随時実施する。

実施方針公表から入札公告までの事業者ヒアリングを含めたスケジュールは以下の通り。



意見交換会については、別紙 1「神奈川県立がんセンター整備運営事業に係る意見交換会に関する要綱」を参照。

## 5 情報公開及び提案・意見書内容の保護

事業者ヒアリングに参加した事業者名、実施日時、ヒアリング内容については、原則として平成 21 年 2 月上旬に公表する。

ただし、公表することで事業者の権利、競争上の地位、正当な利益を害することを防ぐため、事業者ヒアリング参加者独自のノウハウ については、当該参加者からの申入れがあった場合及び病院事業庁が当該参加者独自のノウハウと判断し、当該参加者に確認した上で保護が必要と判断したものに関しては、公表の対象としない。

「事業者独自のノウハウ」とは、それにより事業者が利益を得る可能性のある事業者独自の手法、アイデア等を指し、技術的分野に限らず、金融スキームのアイデアやリスク分担のアイデア等を含む、本件事業すべてに係る内容を指す。

## 6 事業者ヒアリングの内容

事業者ヒアリングにおいては、下記の項目内容に沿った提案・意見を受け付ける。

- (1) 実施方針、業務要求水準書(案)、特定事業契約書(素案)についての具体的な提案又は意見。
- (2) 事業者独自のノウハウに関する技術的内容に関する部分についての具体的な提案又は意見。

## 7 参加申込み

事業者ヒアリングへの参加希望者は、添付様式 「事業者ヒアリング 参加申込書」及び添付様式 「事業者ヒアリング 提案・意見書」に必要事項を記入の上、平成 20 年 10 月 27 日(月)～平成 20 年 10 月 31 日(金)(必着)の間に Eメール又は郵送により申し込むこと。

1 事業者での申込み、複数の事業者からなるグループでの申込みのいずれも可能とするが、参加人数が多数となる場合は病院事業庁より人数の制限を行う場合がある。

また、「事業者ヒアリング 提案・意見書」には 1 枚につき 1 意見を記入し、複数の提案又は意見がある場合は、複数枚の書類を提出すること。なお、提案・意見書の内容に、事業者独自のノウハウに関するものが含まれる場合は、該当項目に印をつけること。

(申込み先)

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 企画・整備班

Eメール [kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp](mailto:kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp)

## 8 事業者ヒアリング実施日程等の連絡

ヒアリング日時及びヒアリング会場については病院事業庁から代表担当者にEメール又は郵送により連絡する。

連絡日時での実施に不都合がある場合は、別途協議により適切な日時等を設定するが、実施日時に合意が得られなかった場合、県病院事業庁が設定した日時・会場にて実施する。

## 9 提案・意見書の再提出

提出された提案・意見書の内容について、不明確な点が認められた場合、事業者ヒアリング実施前に病院事業庁より提案・意見書の再提出を求める場合がある。

## 10 費用負担

「事業者ヒアリング 参加申込書」及び「事業者ヒアリング 提案・意見書」の提出に係る諸費用並びにヒアリング会場までの交通費については参加者の負担とする。

## 11 事業者ヒアリングにおける公平性の確保

県病院事業庁は、事業者ヒアリングの実施に際して、参加の有無によって、入札時における応募者間の優劣が発生するようなことがないよう、公平性に十分に留意する。

なお、入札時においては、事業者ヒアリングで提出した提案と同様の提案を提出する必要はない。

## 12 その他

提出書類については、日本語で記述すること。



## 事業者ヒアリング 参加申込書

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 企画・整備班 担当あて

提出日	年	月	日
参加事業者名 (グループの場合は代表者)			
代表担当者名			
連絡先			
住 所			
T E L			
F A X			
Eメールアドレス			
グループで参加を希望する場合、参加する他の事業者名 (枠内に入りきらない場合は欄外へ記入)			
事業者名：			
事業者名：			
事業者名：			
事業者名：			
合計参加人数	_____人		
意見数 (意見書の枚数ではなく、意見の数)			

## 事業者ヒアリング 提案・意見書

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 企画・整備班 担当あて

事業者名	
代表担当者名	
連絡先	
住所	
TEL	
FAX	
Eメール	
<p><b>意見内容</b>  (意見書の内容として当てはまる項目に印をつけ、具体的項目について〔 〕内に記入)</p> <p>実施方針の内容について  〔 〕</p> <p>業務要求水準書(案)の内容について  〔 〕</p> <p>特定事業契約書(素案)の内容について  〔 〕</p> <p>その他  〔 〕</p>	
<p><b>意見書の内容の保護</b></p> <p>事業者独自のノウハウに係る内容であるため、非公開を希望</p> <p>事業者独自のノウハウに係る内容でないため、公開は可能</p>	

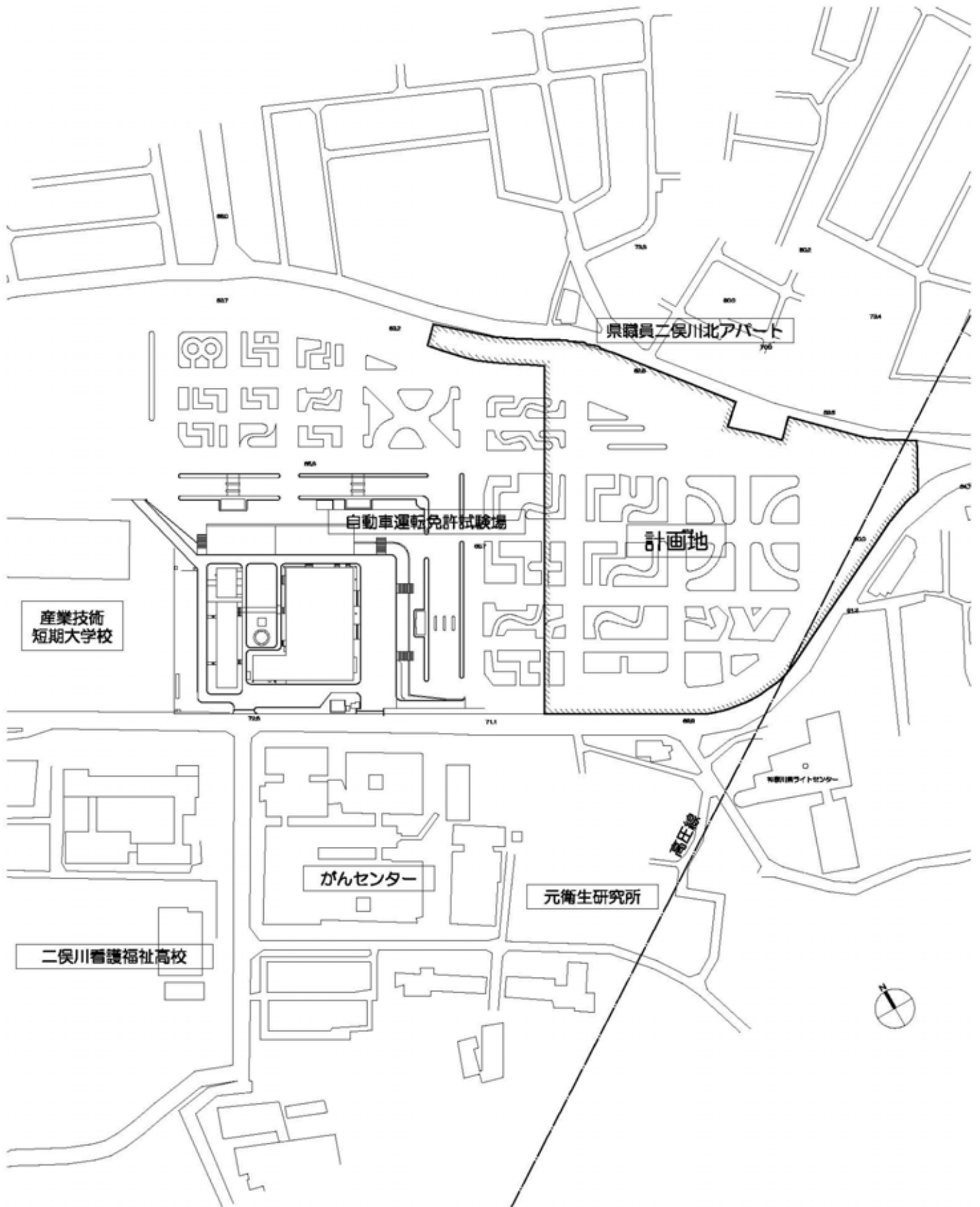
「事業者ヒアリング 提案・意見書」には1枚につき1意見を記入し、複数の意見あるいは提案がある場合は、複数枚の意見書を提出すること。

「事業者独自のノウハウ」とは、それにより事業者が利益を得る可能性のある、事業者独自の手法、アイデア等を指し、技術的分野に限らず、金融スキームのアイデアやリスク分担のアイデア等を含む、本件事業すべてに係る内容を指す。

提案・意見記述欄

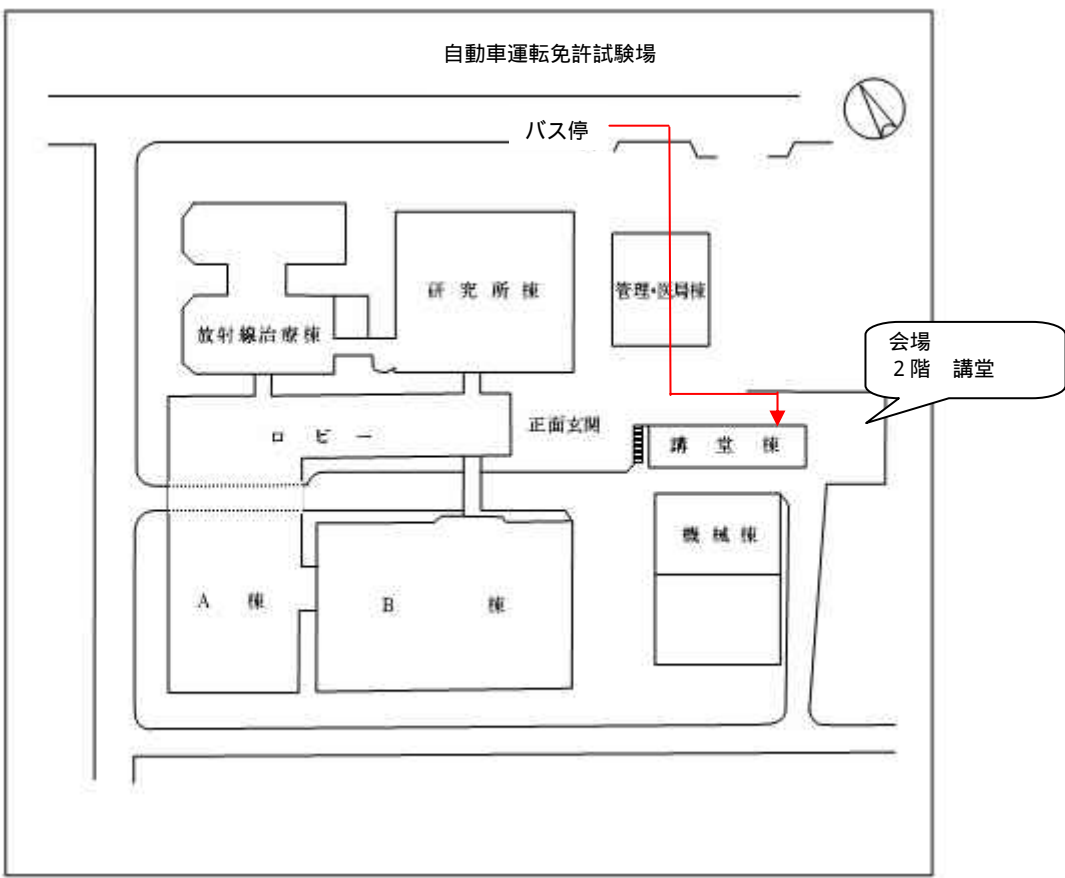
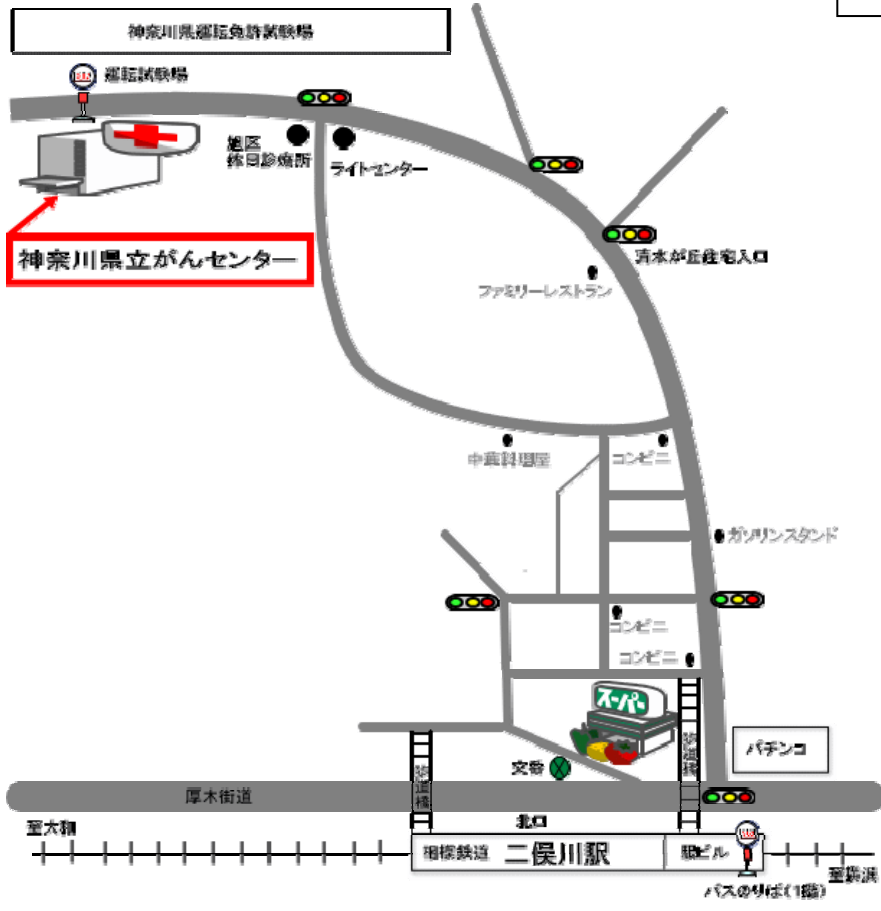
1つの意見について本用紙1枚を超える場合は、通しページを表示し複数枚数での提出も可能とする。また、電子媒体での保存が難しいもの（ex. 図面等）がある場合は、別途郵送することも可能とする。

配置図




# がんセンター 案内図

添付資料 1 - 2

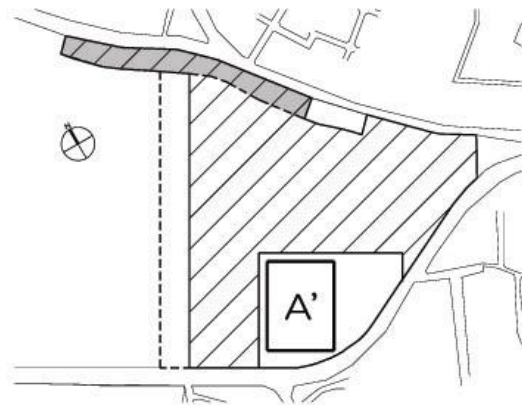





【第1段階】


 : 本件土地 面積 約 25,430 m<sup>2</sup>  
\* H22年5月 引渡し

( A : 重粒子線治療施設建設予定地  
・面積 約 5,000 m<sup>2</sup>  
・工事期間 H23年～H25年予定 )

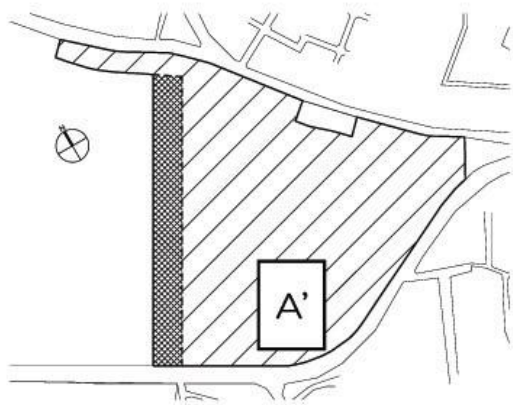


【第2段階】


 : 該当土地面積 約 2,820 m<sup>2</sup>  
\* H22年度中県職員アパートの解体除去。  
\* 解体除去後に土地引渡し

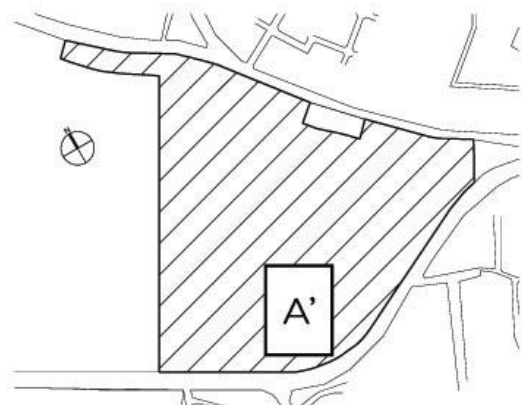
 : 本件土地面積 約 28,250 m<sup>2</sup>

( A' : 重粒子線治療施設  
・建築面積 約 3,000 m<sup>2</sup> )





【第3段階】

 : 本件土地面積 約 30,250 m<sup>2</sup>  
(約 28,250 m<sup>2</sup> + 重粒子線治療施設の外構部分 : 面積 約 2,000 m<sup>2</sup>)

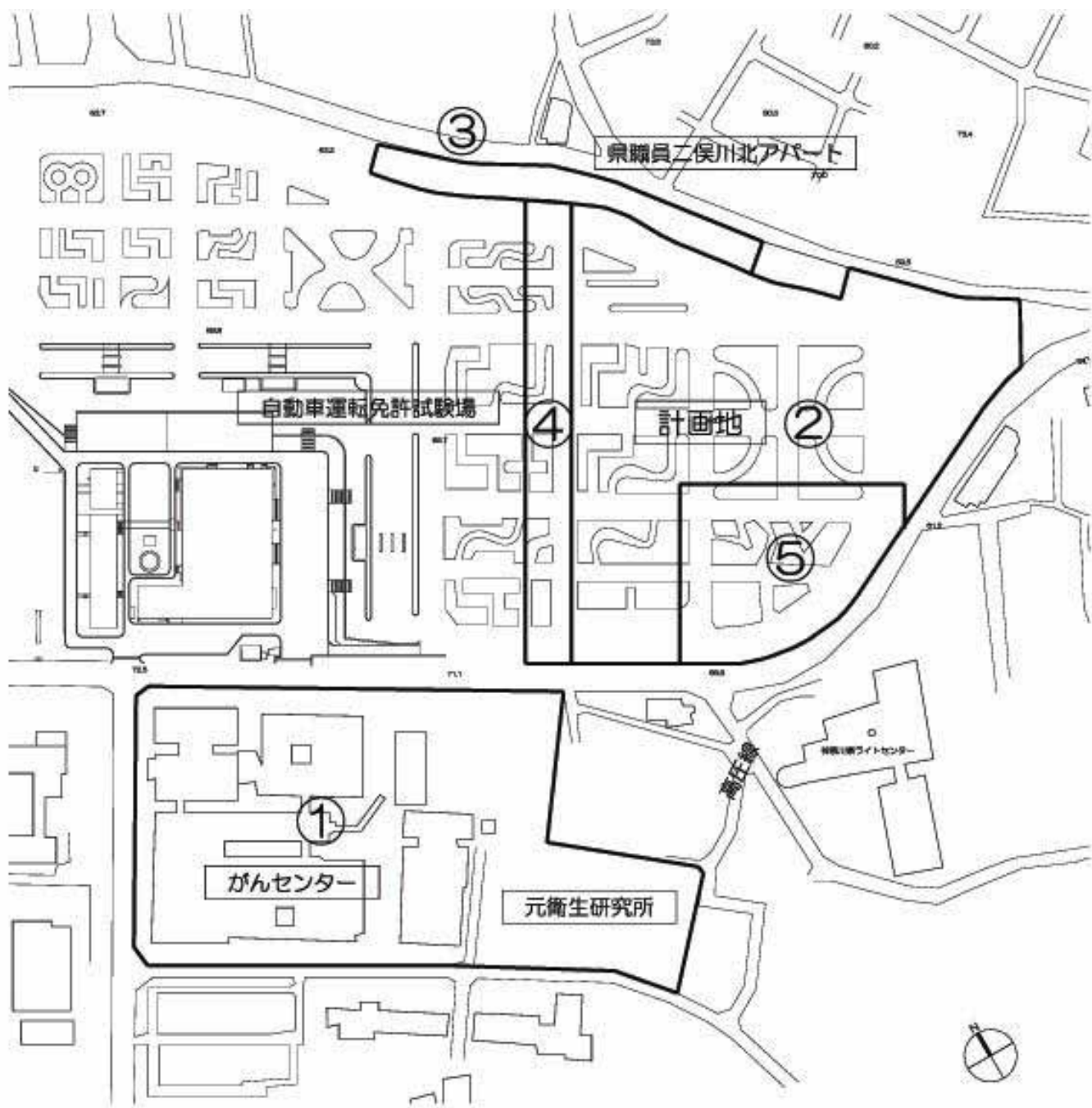


【最終敷地形態】

 : 本件土地面積 約 34,800 m<sup>2</sup>  
(約 30,250 m<sup>2</sup> + 上図  を自動車運転免許試験場建物移転及び技能試験コース再整備後に引渡し : 面積 約 4,550 m<sup>2</sup>)

○最終敷地面積(重粒子線治療施設面積含む)  
: 約 37,800 m<sup>2</sup>


添付資料 2 - 2 参考図



# 関連工事工程表

添付資料 2 - 2

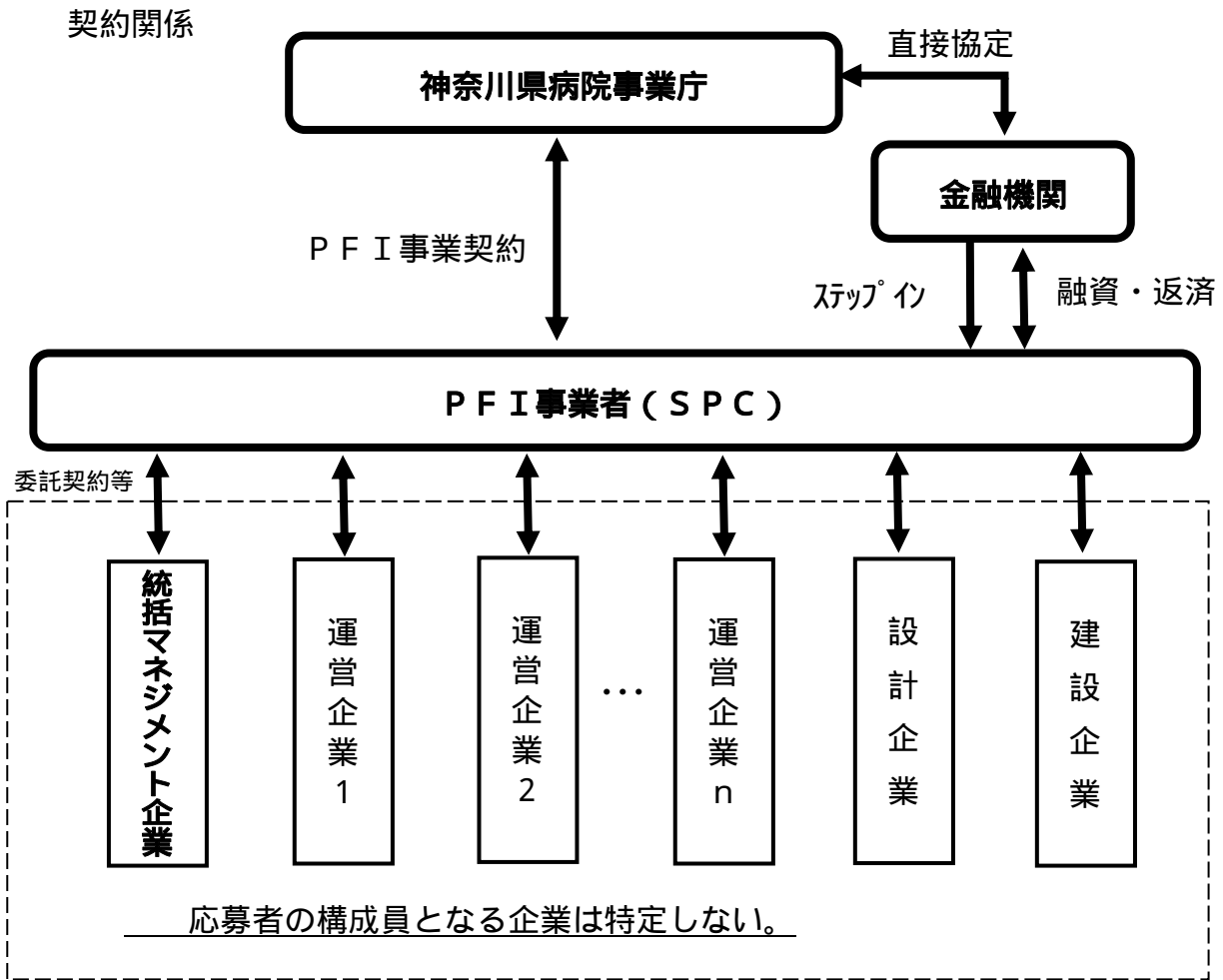
用地 年度	旧がんセンター 用地	建設用地	建設用地	建設用地	重粒子線治療 施設用地
H 2 1		設計		運転免許 試験コース として利用	調査設計
H 2 2	運 営	建設	解体除却		実施設計
H 2 3			建設		建設
H 2 4					
H 2 5	用途廃止	供 用 開 始			
H 2 6	土壌調査				治療開始
H 2 7	解体除却				
H 2 8	運転免許 試験場 新棟建設				
H 2 9					
H 3 0	開 業			土地引渡	
H 3 1				建設	
				供用開始	

 は本事業で実施する業務

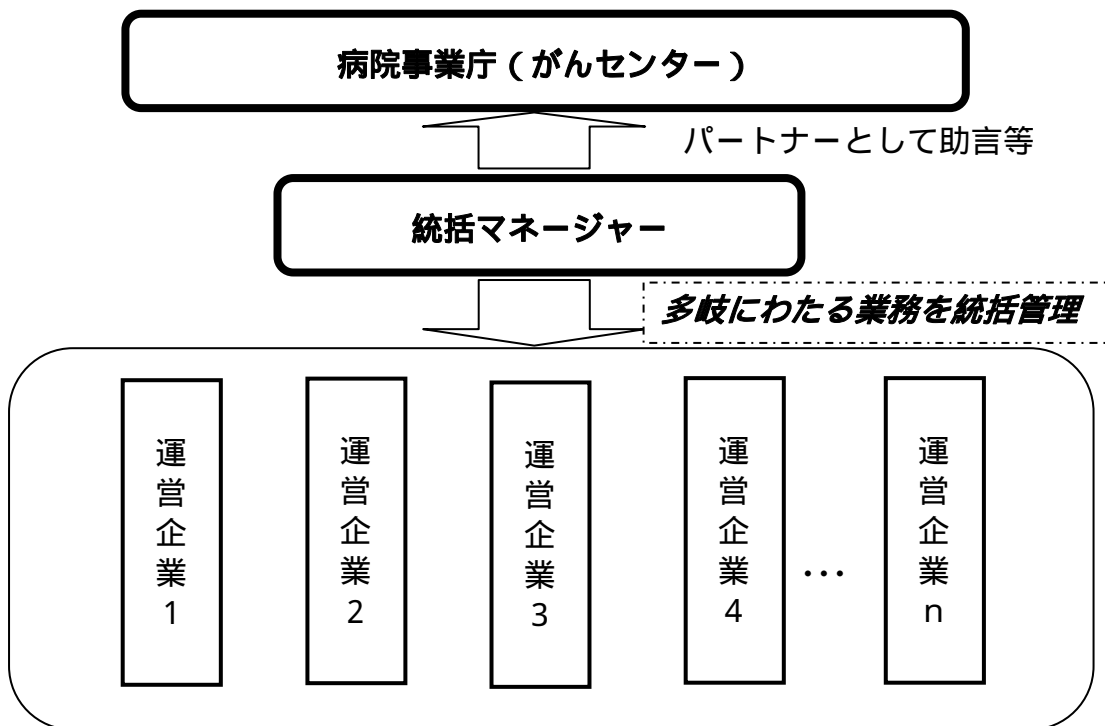


# 想定事業スキーム図

添付資料 3



## 事業遂行体制



## 予想されるリスクと責任分担表

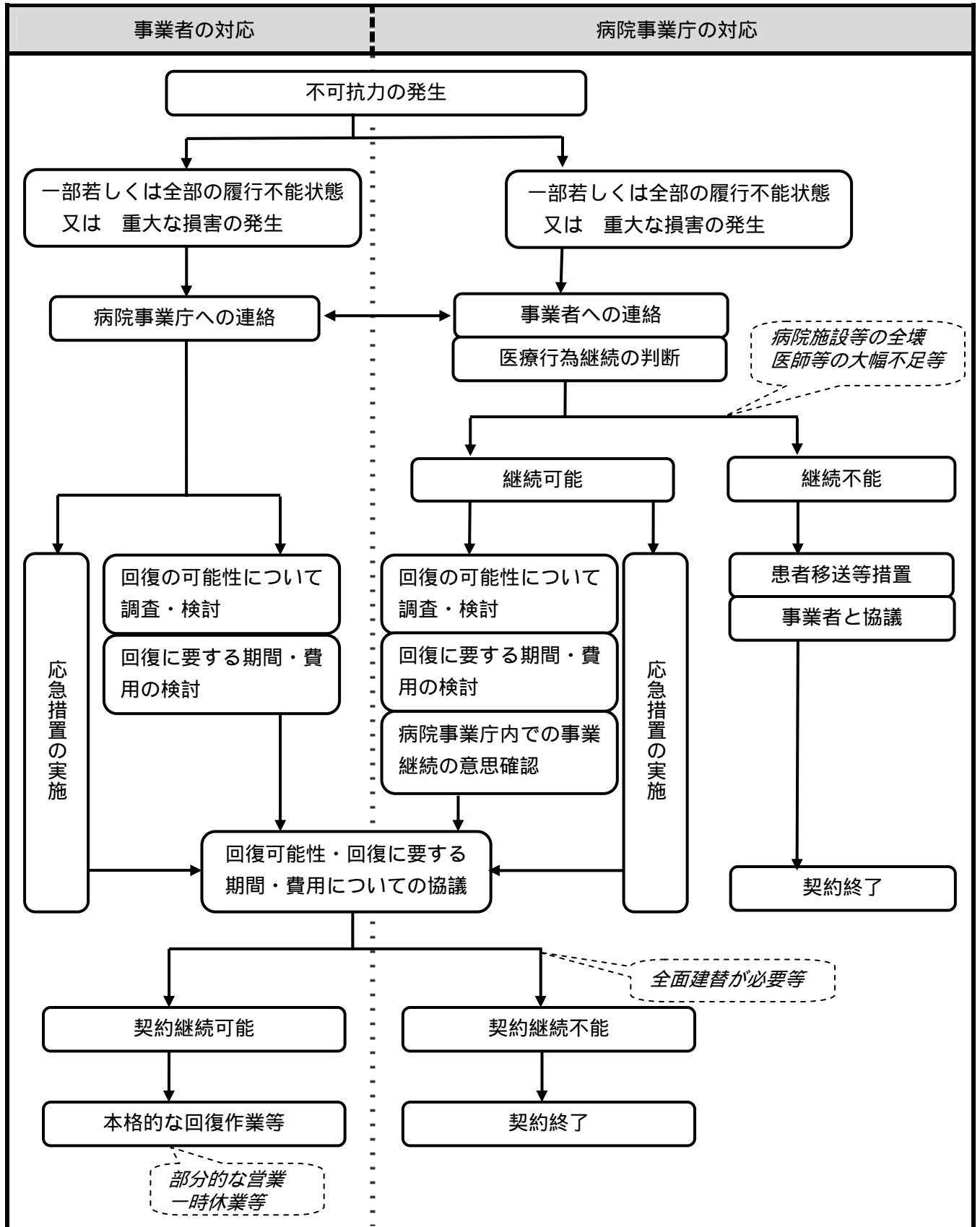
リスクの種類		リスクの内容	負担者		備考	
			県	事業者		
共通	入札説明書リスク	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等				
	契約リスク	落札者と契約が結べない又は契約手続きに時間がかかる場合			注1	
	制度関連リスク	法制度リスク	法制度の新設・変更に関するもの			
		許認可遅延リスク	許認可の遅延に関するもの（事業者が取得する部分）			
			許認可の遅延に関するもの（上記以外の部分）			
		税制度リスク	法人税の変更に関するもの（法人の利益に係るもの）			
	法人税の変更に関するもの（上記以外のもの）					
	社会リスク	住民対応リスク	病院施設等の設置に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの			
			上記以外のもの（調査、工事、維持管理及び運営に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等）			
		環境問題リスク	調査・建設・運営段階における騒音・振動・光・臭気等に関するもの			
		第三者賠償リスク	調査・建設・運営段階において第三者に及ぼした損害に関するもの			
	デフォルトリスク	事業者の責めによるもの	事業者の事業放棄・破綻によるもの、事業者の提供するサービスが定められた条件を満たさない場合等			
		県病院事業庁の責めによるもの	病院事業庁の債務不履行、当該サービスが不要となった場合等			
フォースマジュールリスク	戦争、風水害、地震等			注2		
計画設計段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	工事請負契約の内容及びその変更に関するもの等			
		測量・調査リスク	病院事業庁が実施した測量・調査に関するもの			
			事業者が実施した測量・調査に関するもの			
		設計リスク	病院事業庁の提示条件、指示の不備・変更によるもの			
		応募リスク	応募費用に関するもの			
		資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの			
建設段階	建設リスク	用地リスク	建設用地の確保に関するもの			
			建設に要する資材置場の確保に関するもの			
			地中障害物に関するもの			
		工事遅延リスク	工事が契約より遅延する、又は完工しない場合			注1
		施工監理リスク	施工監理に関するもの			
		工事費増大リスク	病院事業庁の指示による工事費の増大			
			上記以外の工事費の増大			
		性能リスク	要求水準未達成（施工不良を含む）			
		施設損傷リスク	施設に瑕疵が見つかった場合（10年目まで）			
物価リスク	インフレ・デフレ					
金利リスク	金利の変動					

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考	
			県	事業者		
運営 段階	支払遅延・不能リスク	サービスの購入料の支払遅延・不能に関するもの				
	維持管理リスク	計画変更リスク	病院事業庁の責めによる事業内容・用途の変更に関するもの			
		性能リスク	要求水準未達成（施工不良を含む）			
		施設瑕疵リスク	施設に瑕疵が見つかった場合（10年目まで）			
		維持管理コスト増大リスク	病院事業庁の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大			
			上記以外の要因による維持管理費の増大（物価・金利変動によるものは除く）			
		施設損傷リスク	劣化によるもの			
			事故・火災によるもの			注1
		機器更新リスク	機器更新について不具合が発生した場合			
		修理費増大リスク	修理費が予想を上回った場合			
	物価リスク	インフレ・デフレ				
金利リスク	金利の変動					
需要リスク	患者増減リスク	患者の増減に関するもの 事業者の責に帰するもの				
移管 段階	移管手続リスク	施設移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの				

凡例 : 負担者 主負担 従負担

注1 契約の当事者双方が原因によりそれぞれ分担する。

注2 フォースマジュールリスクについては、病院事業庁が主にリスクを負担するが、詳細は特定事業契約書（素案）による。具体的な対応の流れについては添付資料5「不可抗力への対応フロー」を参照のこと。



不可抗力とは病院事業庁及び事業者のいずれの責にも帰すことができない事由を意味し、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・騒乱・暴動・第三者の行為その他の自然又は人為的な現象のうち通常の与件可能な範囲外のもの（入札説明書等で水準が定められている場合はその水準を超えるものに限る。）を想定。

## 病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について

病院事業庁は神奈川県立がんセンター整備運営事業に係るサービスの対価（以下「サービス購入料」という。）を施設の運営開始後20年5か月間にわたり、四半期毎の81回払いで支払う。以下に、サービス購入料の内容及び改定の方法を示す。

### 1 サービス購入料の算定

#### (1) サービス購入料の考え方

##### ア サービス及びサービス購入料の一体不可分性

本事業はPFI事業であり、実施方針に定める業務範囲にかかる全てのサービスを事業者の責任で一体として提供するものであるため、病院事業庁は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体として20年5か月間にわたり支払うものとする。

なお、各年度の支払は事業者の費用発生に合わせて支払うことを原則とし、各年度の支払額は提案に基づき特定事業契約書に定められた額とする。また、物価変動及び金利の変動による支払額の改定は別途加味する。

##### イ 事業者の債務及び債権（支払請求権）の一体不可分性

本件事業では、事業者の債務（サービスの提供）が一体不可分であるため、病院事業庁に対する債権（支払請求権）も一体不可分のものとみなす。事業者の会計上の処理については、関連法令に従い処理すること。

#### (2) サービス購入料の改定について

##### ア 建設期間中

建設期間中の建設費の物価変動リスクは主として病院事業庁が負うものとし、「2 建設費用の物価変動に伴う改定」に示す方法に従い建設費の改定を行う。

##### イ 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中のサービス購入料については、金利リスクは双方が、物価変動リスクは主として病院事業庁が負うものとし、これを踏まえ、「3 サービス購入料の改定」に示す方法に従いサービス購入料の改定を行う。

(3) サービス購入料の構成

サービス購入料を構成する要素は以下のとおり。

分類	実施方針に記載の業務	内容	備考
サービス購入料1	建設業務 医療機器・備品等調達業務	病院事業庁の所有となる病院施設等の整備に要する費用（設計・建設・工事監理） 病院事業庁の所有となる医療機器の調達に要する費用 その他病院施設等の整備に関する初期投資と認められる費用	の医療機器・備品等調達業務で調達する医療機器は開業当初に調達する医療機器等に限られ、事業期間中の医療機器等の更新費用は含まない。
サービス購入料2	統括マネジメント業務 メディカルアシスタント業務 物流管理運営業務 （リネン・滅菌物管理を除く） 清掃・廃棄物処理業務 植栽管理・外構清掃業務 保安警備業務 電話交換・館内放送業務 院内保育施設運営業務 施設設備保守管理業務 （大規模改修を除く） 医療機器保守点検業務	病院施設等の維持管理・運営費用（左記業務の実施に要する人件費、材料費、経費等）	の医療機器保守点検業務は開業から6年までを原則とし、その後更新した医療機器の保守点検はメーカー等と別途契約する。また、6年経過後も引き続き同一の医療機器を使用する場合の保守点検料金は事業者との協議により決定か、病院事業庁が独自に契約相手方を選定し決定する。  サービス購入料2は固定費として支払う。
サービス購入料3	物流管理運営業務 （リネン・滅菌物管理） 検体検査業務 患者給食提供業務	病院施設等の維持管理・運営費用（左記業務の実施に要する人件費、材料費、経費等）	サービス購入料3は固定費＋変動費により支払う。
サービス購入料4	開業準備業務 旧がんセンター解体除却業務 最終引渡しの敷地での駐車場等整備業務	開業準備費用（リハーサル等） 解体工事費（事前事後の周辺家屋調査等を含む） 駐車場及び外構工事	旧がんセンター解体除却業務には土壤調査費は含まない。
サービス購入料5	施設設備保守管理業務 （大規模改修）	長期修繕計画に基づき実施される大規模改修費用	

(4) 支払方法

ア 支払時期

サービス購入料は施設の運営開始後20年5か月間で支払う。病院事業庁はサービス購入料を下記の年4回に分けて支払うものとし、四半期毎に病院事業庁によるモニタリング結果を踏まえ事業者から請求書の提出を受けて支払うものとする。

ただし、サービス購入料4及びサービス購入料5については、当該業務完了後、病院事業庁の確認を受けた後に当該業務相当分について病院事業庁が一括で支払うこととする。

	支払対象期間	支払日（銀行営業日でない場合は翌営業日）
第1四半期	4月1日～6月30日	7月31日
第2四半期	7月1日～9月30日	10月31日
第3四半期	10月1日～12月31日	1月31日
第4四半期	1月1日～3月31日	4月30日

イ 初回分の支払方法

初回のサービス購入料は事業期間が3か月に満たないため、翌四半期分と合わせて平成25年11月から平成26年3月までの5か月分のサービス購入料として平成26年4月30日に支払うこととする。

ウ 各費用毎の支払方法

(ア) サービス購入料1

建設及び医療機器調達等の整備費の割賦代金及びこれにかかる支払利息については、病院事業庁は運営開始から事業終了までの20年5か月間にわたり元利均等払で行い、計算方法は次のとおりとする。各年の支払い金額は各欄の5分の1とする。

1～5年目	【（元金の4分の1の金額）を5年間で元利均等返済する額】 + 【（元金の4分の3の金額）に対する利息】
6～10年目	【（元金の4分の1の金額）を5年間で元利均等返済する額】 + 【（元金の4分の2の金額）に対する利息】
11～15年目	【（元金の4分の1の金額）を5年間で元利均等返済する額】 + 【（元金の4分の1の金額）に対する利息】
16～20年目	【（元金の4分の1の金額）を5年間で元利均等返済する額】

ただし、金利変動に基づき5年毎にサービス購入料の改定を行う。（「3 サービス購入料の改定」にその算定方法を示す。）

また、建設期間中の建設費の物価変動リスクは主として病院事業庁が負うものとし、「2 建設費用の物価変動に伴う改定」に示す方法に従い建設費の改定を行う。

なお、病院施設等の建設に係る費用の一部について、県債の発行等により病院事業庁が資金調達を行うこととなった場合にはその資金調達相当額分については新病院開業後に事業者に対して一括して支払うことがある。

(イ) サービス購入料2

維持管理・運営業務のうちサービス購入料2に対するサービス購入料は提案書に基づき、提案された四半期毎の費用を定額で20年5か月間にわたり支払う。（事業者の運営計画に応じて四半期毎の支払金額が異なる提案は認められるが、年間の費用は毎年定額とする。）

また、維持管理・運営業務に要する費用は、「3 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。

(ウ) サービス購入料3

維持管理・運営業務のうちサービス購入料3に対するサービス購入料は以下の計算式により算出し、四半期毎の費用を20年5か月間にわたり支払う。

$$\text{サービス購入料3} = \text{固定費} + \text{変動費} (\text{提案単価} \times \text{数量})$$

区 分	固定費	変動費単価	数 量
物流管理等業務 (リネン類)	ベッドメイク担当者等の人件費の月額	洗濯・消毒等を行うリネン類の品目毎の設定単価	洗濯・消毒を行った実数量
物流管理等業務 (滅菌物)	院内滅菌担当者の人件費の月額	院外滅菌する鋼製小物の品目毎の設定単価	院外滅菌を行った実数量
検体検査業務	検体検査担当者の人件費 + 検体検査に必要な設備費の月額	検査用試薬毎の設定単価	検体検査を行った実件数
患者給食提供業務	患者給食提供業務担当者の人件費の月額	1食あたりの給食材料単価	提供した実給食数

固定費及び変動費単価は提案に委ねる。また、固定費及び変動費については、「3 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。

(エ) サービス購入料4

開業準備業務、旧がんセンター解体除却業務及び最終引渡しの敷地での駐車場等整備業務については、当該業務完了後に病院事業庁が確認を行った上



で、当該業務に要する費用を一括で支払う。なお、支払時期は業務の完了の確認を行った日の属する年度の第4四半期のサービス購入料と合わせて支払う。

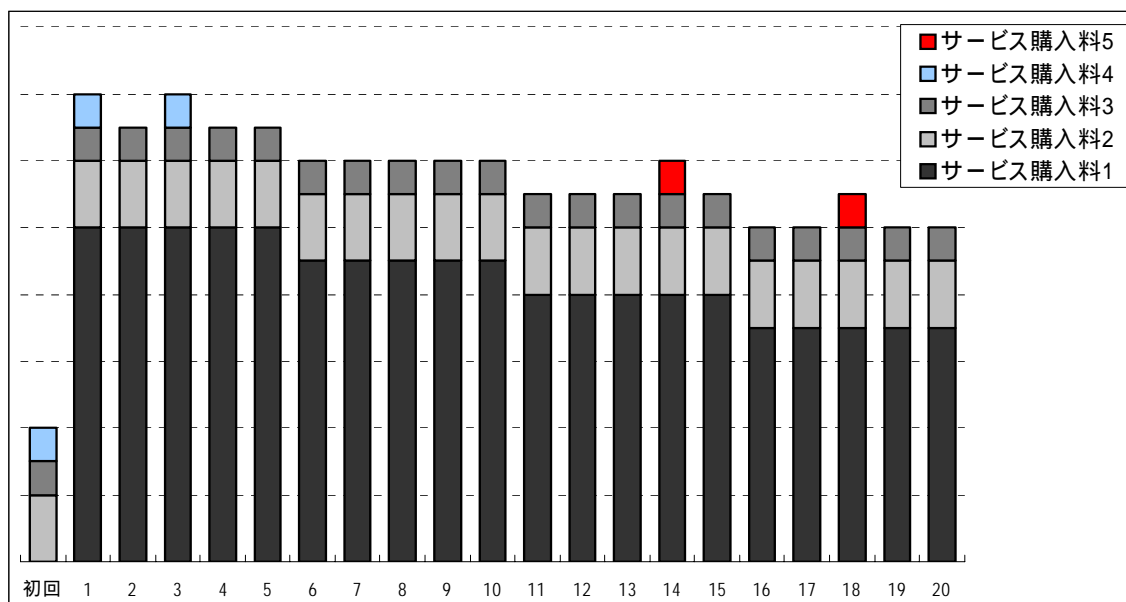
また、開業準備業務、旧がんセンター解体除却業務及び最終引渡し敷地での駐車場等整備業務については、「3 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。また、この場合、改定の基準日は当該業務の着手日とする。

(オ) サービス購入料5

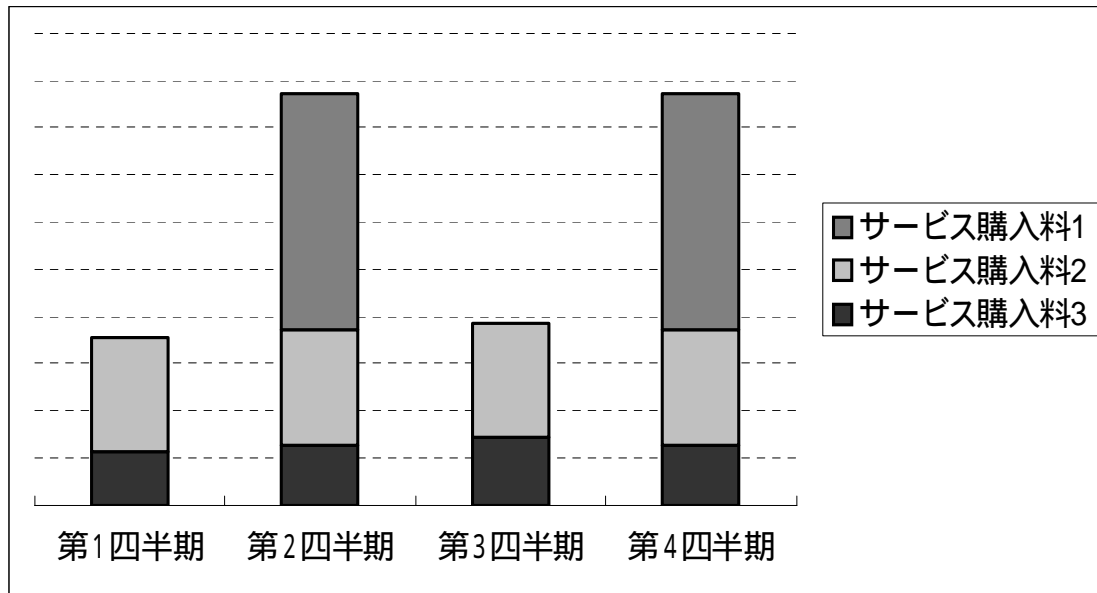
大規模改修に要する費用については、提案された長期修繕計画に基づき提案された金額を一括で支払う。なお、支払時期は業務の完了の確認を行った日の属する年度の第4四半期のサービス購入料と合わせて支払う。

また、大規模改修に要する費用については、「3 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。また、この場合、改定の基準日は当該業務の着手日とする。

(20年間の支払イメージ)



(年間の支払イメージ)



## 2 建設費用の物価変動に伴う改定

### (1) 改定の基本的な考え方

#### ア 基本的な考え方

従来本県で実施してきたPFI事業においては、原則として建設期間中の金利リスク及び物価変動リスクは事業者の負担とし、これを理由としたサービス購入料の見直しを行っていなかった。しかしながら、本事業が提案書提出から工事完成まで長期間を要すること及び近年建築資材が高騰していること等から物価変動を勘案し、建設業務のうち病院施設等の整備費について見直しを行うこととする。

#### イ 改定の時期

建設費用の物価変動に伴う改定は設計完了時と建設期間中（工事着手から工事完成2か月前までの期間）に行う。設計完了時には必ず建設費用の物価変動に伴う改定を行い、建設期間中については必要に応じて改定を行うものとする。

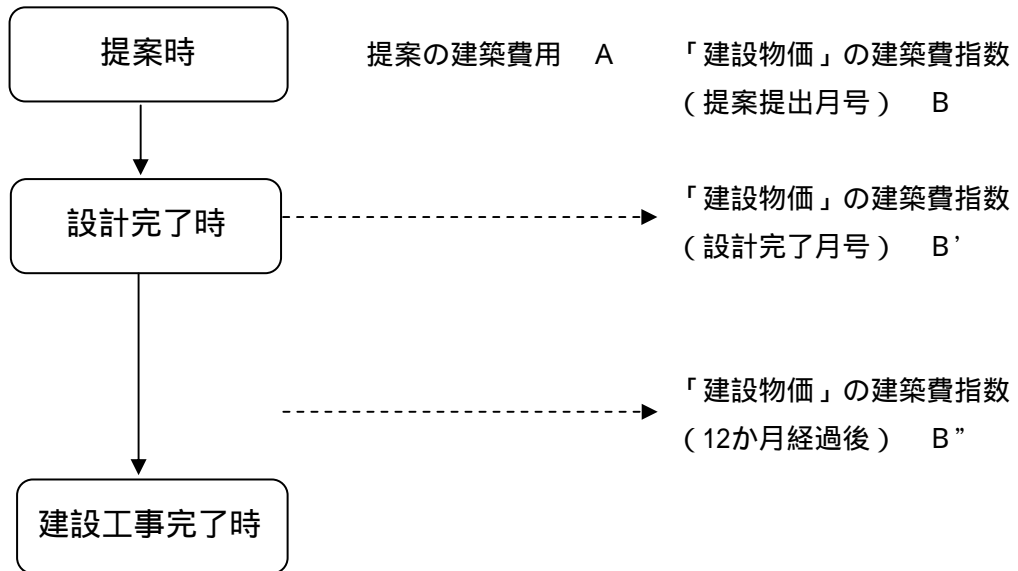
#### ウ 改定の対象

サービス購入料1のうち病院施設等の整備費を対象とする。ただし、設計費、工監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費とする（建築工事、電気工事、衛生工事、空調工事、昇降機工事のほか各種工事を含む。）。また、建設期間中に行う改定については、改定日現在の残工事分について適用するものとする。

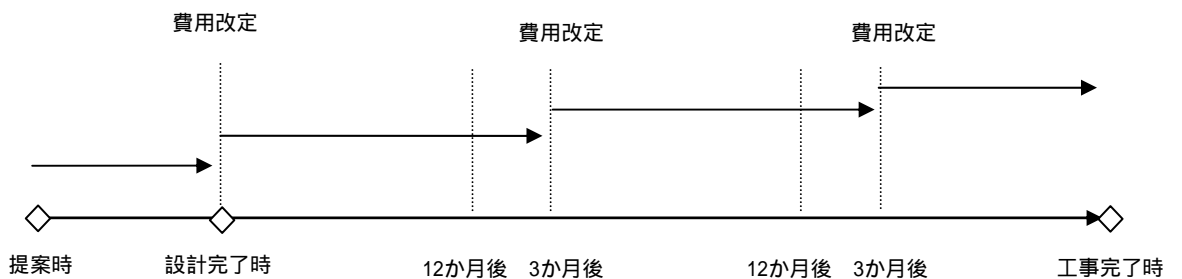
#### エ 基準となる指標

物価変動の基準となる指標は、「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「病院，RC，4,000㎡〔E・P・A・L〕」の工事原価を指標とする。

(2) 具体的な改定方法  
改定のイメージ



改定のタイミング



ア 設計完了時

- 「A」 = 提案書に記載された建築費
- 「A'」 = 設計完了時改定後の建築費
- 「B」 = 提案書提出時(月)の建築費指数
- 「B'」 = 設計完了時点(月)の建築費指数

- ・金額の見直しについては、「B」と「B'」を比較し必ず改定を行うものとする。
- ・改定後の建設費用「A'」を求めるための計算式は、以下のとおりである。

$$A' = A \times (B' / B)$$

イ 工事着手後

- ・病院事業庁及び事業者は、設計完了後12か月を経過した後から建設完了時までの任意の期間で、改定基準指標から1.5%以上の物価変動が生じた状態が3か月以上継続した場合に、改定することができるものとする。

- ・改定基準指標は「B'」とし、変動率は、3か月の変動率の単純平均値とする。  
 なお、建設費の改定日は、3か月以上継続したことを病院事業庁が確認した日とし、3か月前に遡及しないこととする。
- ・改定に当たっての基本条件は、以下のとおりである。  
 「B'」 = 設計完了時の建築費指数  

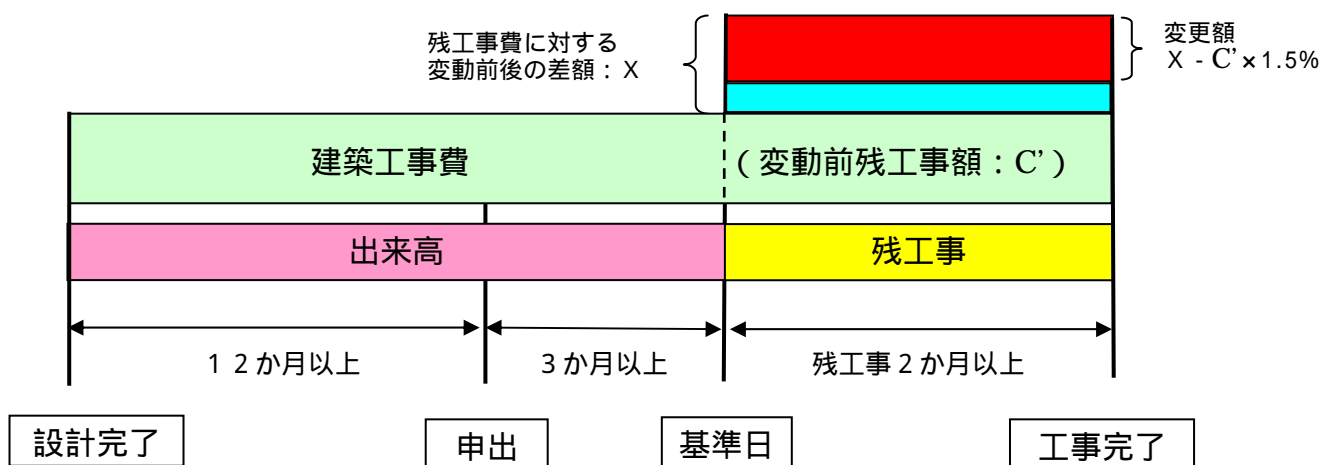
$$「B''」 = (「B1」 + 「B2」 + 「B3」) / 3$$
 B1～B3は、3か月以上に渡って変動率が1.5%を超えた際の、各月の指標の値  
 「C'」 = 改定日における残工事の建築費（「B'」に基づいて計算した値）  

$$「C''」 = 建設期間中の改定後の残工事の建築費 = C' \times (B'' / B')$$

$$「X」 = C'' - C'$$

$$「変更額」 = X - C' \times 1.5\%$$
- ・変動前残工事額（C'）と変動後残工事額（C''）との差額のうち、変動前残工事額の1.5%を超える額につき改定する。
- ・改定後の残工事の建設費用「C''」を求めるための計算式は、以下のとおりである。  

$$C'' = C' \times (B'' / B')$$
- ・建設費の改定は改定日現在に病院事業庁立会いのもと出来高検査を行い、その残工事について適用する。
- ・上記の改定後、さらに12か月を経過後に再度上記の状態となった場合は再度同様の方法で改定することができる。ただし、残工事期間が2か月以上ある場合に限ることとする。なお、改定基準指標は直近の改定時に使用した建築費指数とする。



### 3 サービス購入料の改定

#### (1) 改定の基本的な考え方

##### ア 金利変動に基づく改定

病院施設等整備の割賦代金の支払利息相当分については、金利変動を勘案し、5年ごとに改定する。

##### イ 物価変動に基づく改定

維持管理・運営期間中のサービス購入料については、物価変動リスクを主として病院事業庁が負うものとし、これを踏まえ、毎年サービス購入料の改定を行う。

#### (2) 具体的な改定方法

##### ア 金利変動に基づく改定

###### (ア) 対象となるサービス

新施設等整備の割賦代金に相当するサービス購入料について改定を行う。

###### (イ) 改定方法

改定に当たっては、初年度のサービス購入料及び構成内容を基準に、6年目、11年目、16年目の4月1日以降のサービスの購入料にそれぞれ反映させる。

(5年毎に改定。)

支払方法は元利均等払とし、計算方法は次のとおりとする。各年の支払金額は各欄の5分の1とする。

1～5年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】 +【(元金の4分の3の金額)に対する利息】
6～10年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】 +【(元金の4分の2の金額)に対する利息】
11～15年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】 +【(元金の4分の1の金額)に対する利息】
16～20年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利均等返済する額】

###### (ウ) 金利の改定

###### a 調達金利の内訳

次に示す基準金利と提案されたスプレッドの合計とする。

###### b 基準金利

東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6カ月LIBORベース5年もの(円-円)スワップレート中値とする。

なお、基準日は以下のとおり。

・運営開始～5年目(平成25年11月～平成31年3月)のサービス購入料:

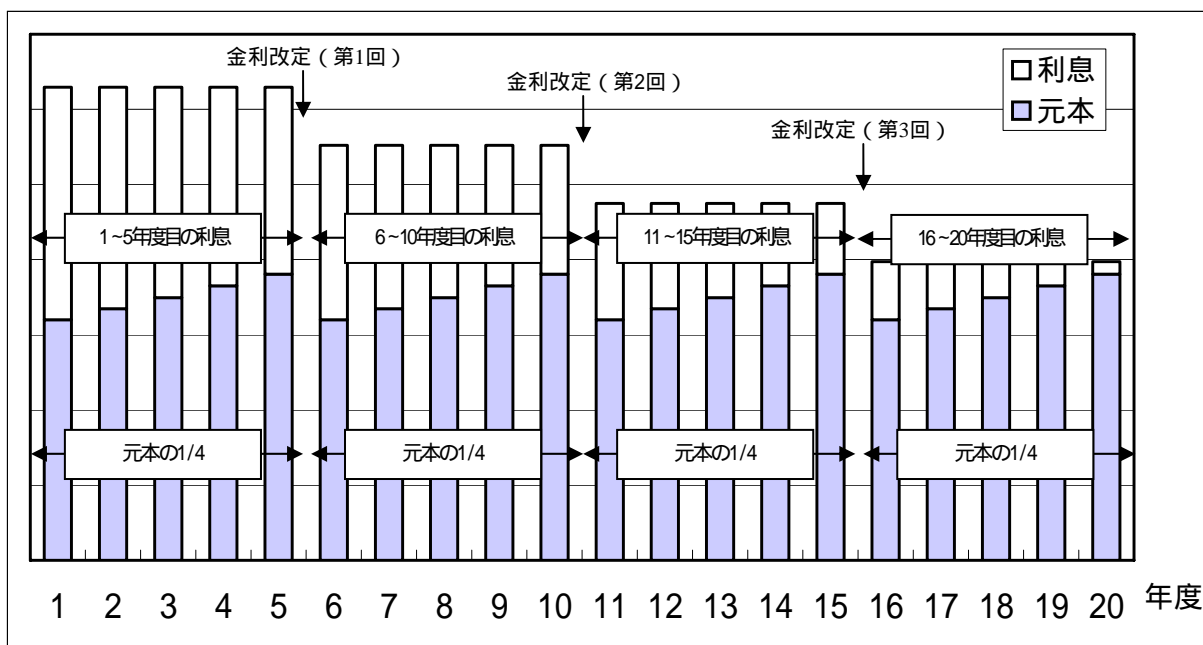
融資契約日

- ・ 6～10年目（平成31年4月～平成36年3月）のサービス購入料：  
各支払期間の2営業日前
- ・ 11～15年目（平成36年4月～平成41年3月）のサービス購入料：  
各支払期間の2営業日前
- ・ 16～20年目（平成41年4月～平成46年3月）のサービス購入料：  
各支払期間の2営業日前

c 金利の固定期間

5年

（割賦代金及び支払利息の支払いイメージ）



イ 物価変動に基づく改定

(ア) 対象となるサービス

サービス購入料2から5について、表1に定める費目毎に表2に定める指標に基づき改定を行う。

(イ) 改定方法

改定に当たっては、表3の計算方法に基づき各年度4月1日以降のサービス購入料を改定する。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、物価改定は1年に1回とする。

(表1)

分類	対象となる業務費目	計算方法
サービス購入料2	統括マネジメント業務	改定率
	メディカルアシスタント業務	改定率
	物流管理運営業務(リネン・滅菌物管理を除く)	改定率
	清掃・廃棄物処理業務	改定率
	植栽管理・外構清掃業務	改定率
	保安警備業務	改定率
	電話交換・館内放送業務	改定率
	院内保育施設運営業務	改定率
	施設設備保守管理業務	改定率
	医療機器保守点検業務	改定率
サービス購入料3	物流管理運営業務(リネン・滅菌物管理)	人件費は改定率 リネンは改定率
	検体検査業務	人件費は改定率 試薬は改定率
	患者給食提供業務	人件費は改定率 給食材料は改定率
サービス購入料4	開業準備業務	改定率
	旧がんセンター解体除却業務	改定率
	最終引渡しの敷地での駐車場等整備業務	改定率
サービス購入料5	施設設備保守管理業務(大規模改修)	改定率



(表2)

改定率	使用する指標
改定率	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) / 第6表 実質賃金指数 / 事業所規模5人以上 調査産業計のうちの現金給与総額
改定率	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) 大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス / 小類型: 建物サービス / 品目: 清掃
改定率	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) 大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス / 小類型: 建物サービス / 品目: 設備管理
改定率	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) 大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス / 小類型: 建物サービス / 品目: 警備
改定率	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) 大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス / 小類型: 建物サービス / 品目: リネンサプライ
改定率	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) 大分類・類別: 諸サービス・その他諸サービス / 小類型: 建物サービス 平均
改定率	「消費者物価指数」(総務省統計局) 第1表 1中分類指数(全国) / 食料
改定率	診療報酬(薬価改定等のうち、薬価)改定率
改定率	「建設物価」(財団法人建設物価調査会) 解体工事(非木造)RC造建物く体解体 / 屋上からの解体 圧碎機・ハンドブレーカ併用
改定率	「建築コスト情報」(財団法人建設物価調査会) 構内舗装工(1)車道部アスファルト舗装 / 密粒度アスコンA-5-15(合材・路盤材=再生材)500㎡

(表3)

改定率 ~ の計算式

平成N年度のサービス購入料の改定方法	
$P_n = P_{(n-1)} \times \text{改定率}_n$	
$P_n$	: 平成N年度のサービス購入料
$P_{(n-1)}$	: 平成(N-1)年度のサービス購入料
改定率 <sub>n</sub>	: 平成N年度の改定率 = 平成(N-2)年の指標 / 平成(N-3)年の指標

## モニタリングの実施とサービス購入料の減額

## 1 モニタリングの実施

病院事業庁は本件事業の各段階における業務実施状況を監視し、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、業務要求水準書に従い実施しているか確認を行う。

## (1) モニタリングの実施段階

病院事業庁は、以下の各段階においてモニタリングを実施する。

- ア 各種許認可申請・取得時
- イ 実施設計（基本設計）完了時
- ウ 工事施工時
- エ 工事完成時（完工確認）
- オ 施設運営開始後

## (2) モニタリング実施計画書の作成

病院事業庁は、特定事業契約締結後、(1)に定める段階ごとに以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

## (3) モニタリングの方法と費用負担

## ア モニタリングの方法

## (ア) 業務日報等の提出

事業者は病院事業庁が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び定期モニタリングを行うための業務報告書（毎月）を作成し、病院事業庁へ提出する。

## (イ) 業務実施状況の確認

病院事業庁は、事業者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング及び定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、病院事業庁は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

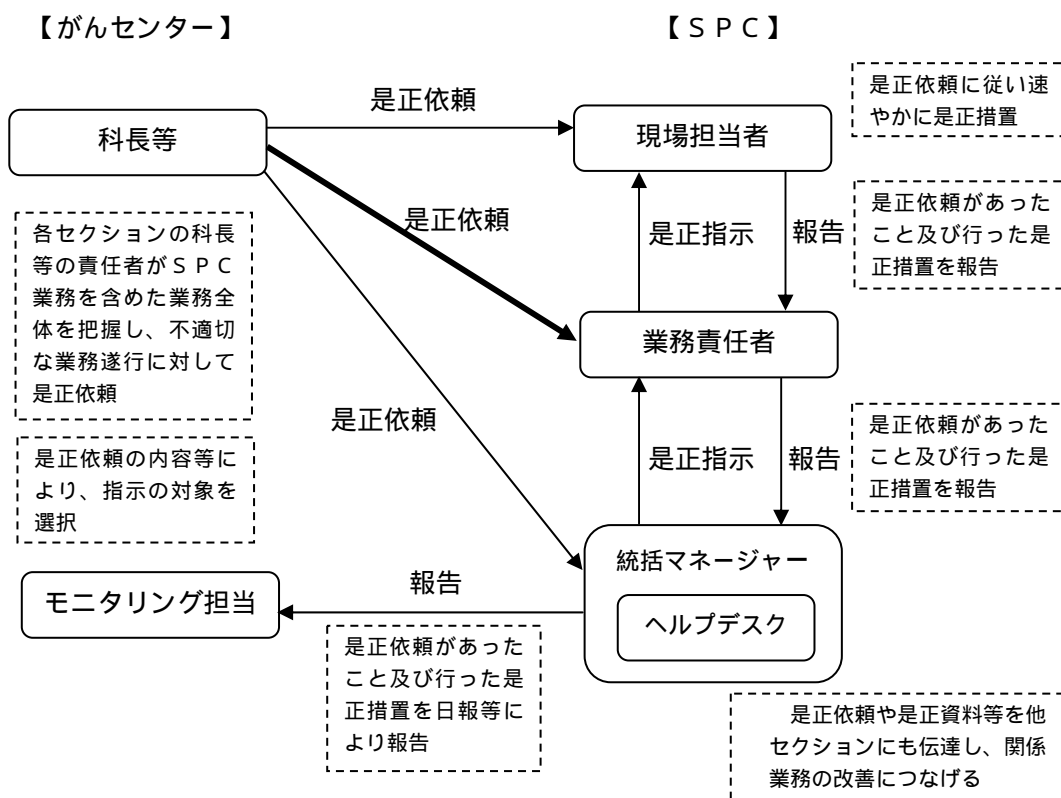
	事業者	病院事業庁
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成する。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報を基に業務報告書を作成する。	業務報告書、業務総括書の確認、業務水準の評価。
随時モニタリング		抜き打ち検査による業務水準の評価及び改善計画に基づく改善確認。

## イ モニタリング費用の負担

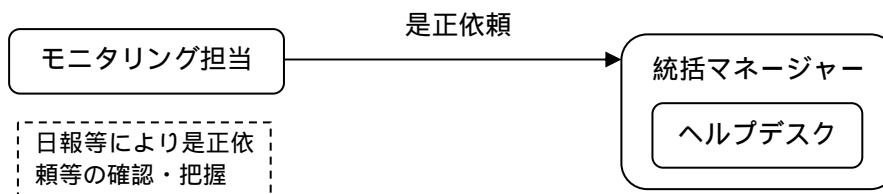
モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。ただし、病院事業庁に費用が発生する場合は病院事業庁の負担とする。

## ウ 日常モニタリングの実施イメージ

### Step 1 軽微な指摘事項で業務範囲が限定的な場合



### Step 2 指摘が繰り返される場合又は複数の部門にわたる場合



Step 3 速やかに是正されない場合又は軽微な指摘事項を現場で言えない場合



2 サービス購入料の減額

本件事業にかかるサービス購入料は「添付資料6 病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について」のとおり支払われるものであるが、維持管理・運営業務開始後、病院事業庁が行うモニタリングにより「業務要求水準書」において定められた要求水準が維持されていないことが判明した場合には、改善勧告、サービス購入料の減額等を行うことがある。

(1) サービス購入料の減額の考え方

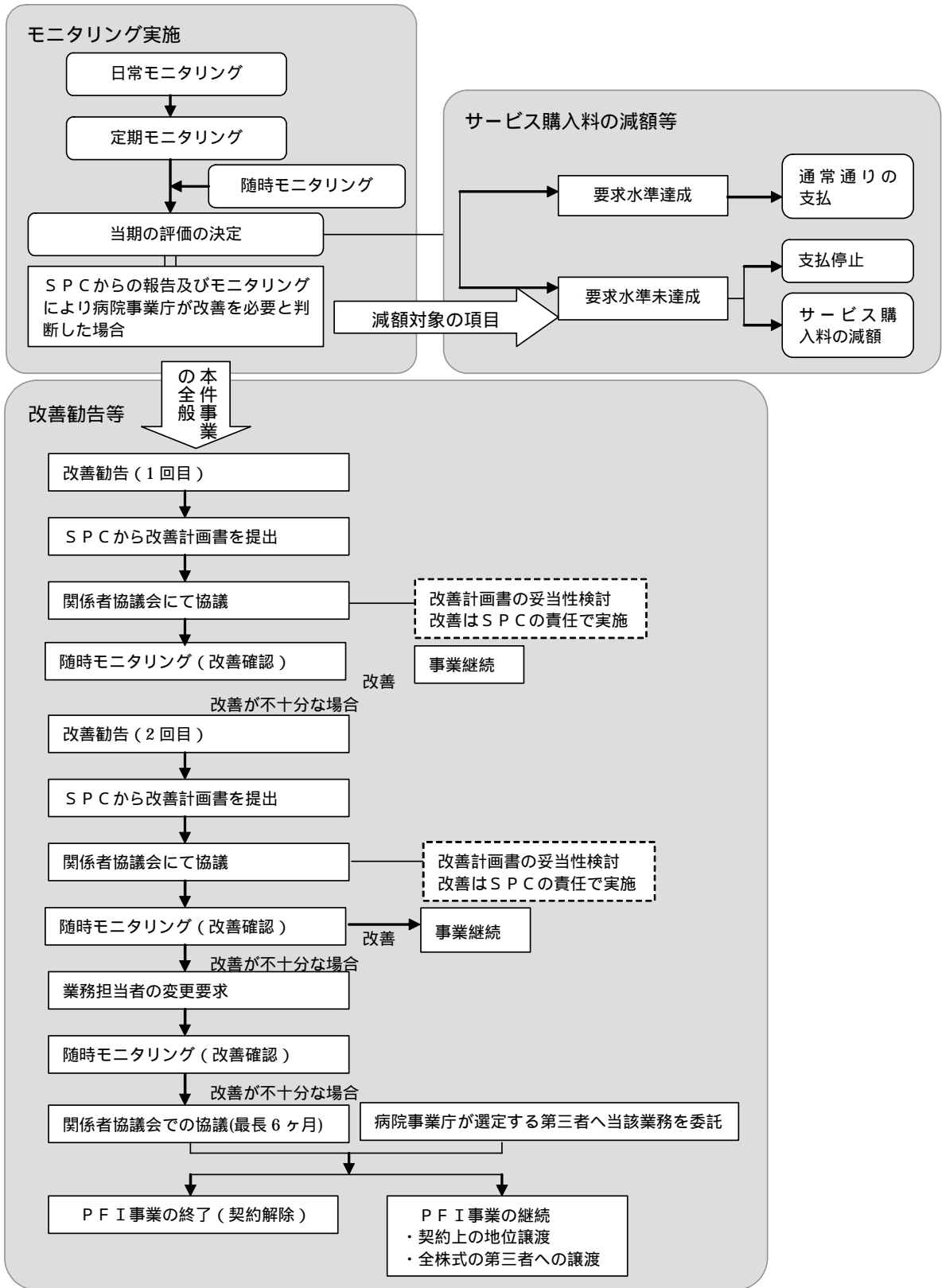
ア 減額等の対象

本件事業にかかる業務の全般について、その実施状況をモニタリングにより業務要求水準書の要求水準を満たしているかを確認し、次項のフローに記載のとおり、必要に応じ改善勧告 業務担当者の変更要求 契約解除という手順でペナルティを課す。

さらに、本件事業における重要性を踏まえ、患者の身体・生命等に係ること、医療行為の適正な実施に係ることの2つの視点から、以下の項目についてはサービス購入料の減額の対象とする。

視 点	項 目	備 考
患者の身体・生命等に係ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者給食において食中毒の発生</li> <li>・検体検査において検体の紛失及び取り違え</li> <li>・物流管理において劇薬等の紛失</li> <li>・医事事務等において患者情報の流失</li> </ul>	直接患者の身体・生命等に係ることによって重大な業務要求水準の未達があった場合に適用する。
医療行為の適正な実施に係ること	以下の部門が適正に使用できる状態が確保できない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・手術室</li> <li>・病室</li> <li>・外来ブース</li> <li>・外来化学療法室</li> <li>・内視鏡部門</li> <li>・放射線治療部門</li> <li>・放射線診断部門</li> </ul>	メンテナンスの不備、滅菌や検査の作業遅延等、適正に使用できない原因は問わない。ただし、(3)支払停止及び減額の方法のイの場合は除く。

イ ペナルティのフロー



## ウ 業務要求水準が満たされていない場合の措置

病院事業庁は、モニタリングの結果、特定事業契約書で定められた業務要求水準が維持されていないと判断した場合は、改善勧告及びサービス購入料の減額若しくは支払停止を行う。なお、サービス購入料の減額については、病院事業庁は提供されるサービスを一体のものとし購入することから、サービス購入料の総額を対象に行うものとする。

措置の内容		手続の概要
サービス購入料の減額又は支払停止		業務要求水準未達の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それに支払期（四半期）ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期の支払を減額又は停止する。
改善勧告	1回目	業務要求水準未達の内容に応じて当該業務の改善について期限を定め事業者に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当者の変更要求	協力企業の変更要請	2回の勧告を経ても改善が認められない場合で、事業者が当該業務を協力企業に委託しているときには、病院事業庁は当該業務の業務担当者の変更要請を行う。
	第三者への業務委託	2回の勧告を経ても改善が認められない場合で、当該業務を事業者自らがやっているときには、当該業務を病院事業庁が指定する第三者に委託させる。
契約解除等	契約解除	上記の手続を経ても業務の改善が認められない場合で、病院事業庁が契約継続を希望しないときには、特定事業契約を解除する。
	地位の譲渡 株式の譲渡	上記の手続を経ても業務の改善が認められない場合で、病院事業庁が契約継続を決定したときには、事業者の契約上の地位又はその全株式を病院事業庁が承諾した第三者へ譲渡させる。

## (2) 減額の方法

### ア 医療行為の適正な実施に係ること

日常モニタリング、定期モニタリングにより施設の利用可能性に関わる事項として、医療行為が適正に実施できない事項が発生した場合、また業務要求水準書で求めている能力を維持していないことが発覚した場合、ペナルティの対象となる。

業務要求水準を満たしていないことで医療行為を適正に実施できないこととなった部門ごとの影響範囲と医療行為を適正に行えなかった影響時間によりペナルティポイント（以下「PP」という。）を課す。

(ア) 対象となる施設及び基準

医療行為が適正に実施できないこととなった各部門ごとの影響範囲は以下の基準による。

施設	基準	補正係数	備考
手術室	手術室数	1.0	
一般病室	病床数	0.3	緩和ケア病棟等を含む
I C U・無菌病室	病床数	0.7	
外来診療室	外来ブース数	0.3	
外来化学療法室	病床数	0.5	
内視鏡部門	内視鏡室数	0.4	
放射線治療部門	治療の機器数	0.8	
放射線診断部門	診断の機器数	0.5	核医学検査を含む

(イ) 対象となるサービス購入料 サービス購入料総額

(ウ) ペナルティポイントと計算方法

医療行為を適正に行えなかった影響時間に伴うペナルティポイント

レベル	停止措置時間	ペナルティポイント
レベル1	6～12時間	2
レベル2	12～24時間	4
レベル3	24～36時間	8
レベル4	36～72時間	16
レベル5	72時間を超える	36ポイント

ペナルティポイント ( P P ) = 影響範囲の基準数 × 影響時間に伴う P P × 補正係数

《計算例》

施設のメンテナンスの不備により手術室3部屋が7時間にわたり使用不可能となった場合

手術室数	影響時間に伴う P P	補正係数	当該業務要求未達成による P P
3部屋	× 2 P P	× 1.0	= 6 P P

(エ) 減額の方法

四半期の間のペナルティポイントを積み上げて、下表に基づきサービス購入料から減額を実施する。減額の対象となる金額は、当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4とする。

ペナルティポイントと減額割合

ペナルティポイント	減額割合	ペナルティポイント	減額割合
11～15 P P	1 P Pにつき0.20%	26～30 P P	1 P Pにつき0.35%
16～20 P P	1 P Pにつき0.25%	31～35 P P	1 P Pにつき0.40%
21～25 P P	1 P Pにつき0.30%	36 P P以上	支払停止

- a 四半期毎の累計されたペナルティポイントが10 P P以下の場合、サービス購入料の減額を行わず、累計されたペナルティポイントは清算される。
- b 四半期毎に累計されたペナルティポイントは原則として清算され、翌四半期に繰り越されることはないが、改善勧告による是正期間中のもの及び業務改善が認められない状態が継続しているものについては、翌四半期に繰り越される。
- c 当期のペナルティポイントが35 P Pを超えた場合、病院事業庁は当期のサービス購入料総額の支払停止措置を取るものとするが、翌期の支払対象期間における累積ペナルティポイントが10 P P以下であるときに限り、翌期分のサービス購入料と合わせて当期の該当するサービス購入料の85%を支払う。それ以外の場合には、当期のサービス購入料は支払われない。

イ 患者の身体・生命等に係ること

下記の直接患者の身体・生命等に係る項目で重大な業務要求水準の未達があった場合には1件につき以下のP Pを適用する。

項目	適用する P P
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者給食において食中毒の発生</li> <li>・検体検査において検体の紛失及び取り違え</li> <li>・物流管理において劇薬等の紛失</li> <li>・医事事務等において患者情報の流失</li> </ul>	36 P P

(3) 支払停止及び減額の方法

ア 「(2) 減額の方法」に従い、支払停止及び減額を実施する。

イ 下記の場合は減額を実施しない。

(ア) 予め病院事業庁と協議の上で行う施設の保全措置や機器等の修繕その他の作業によるもの

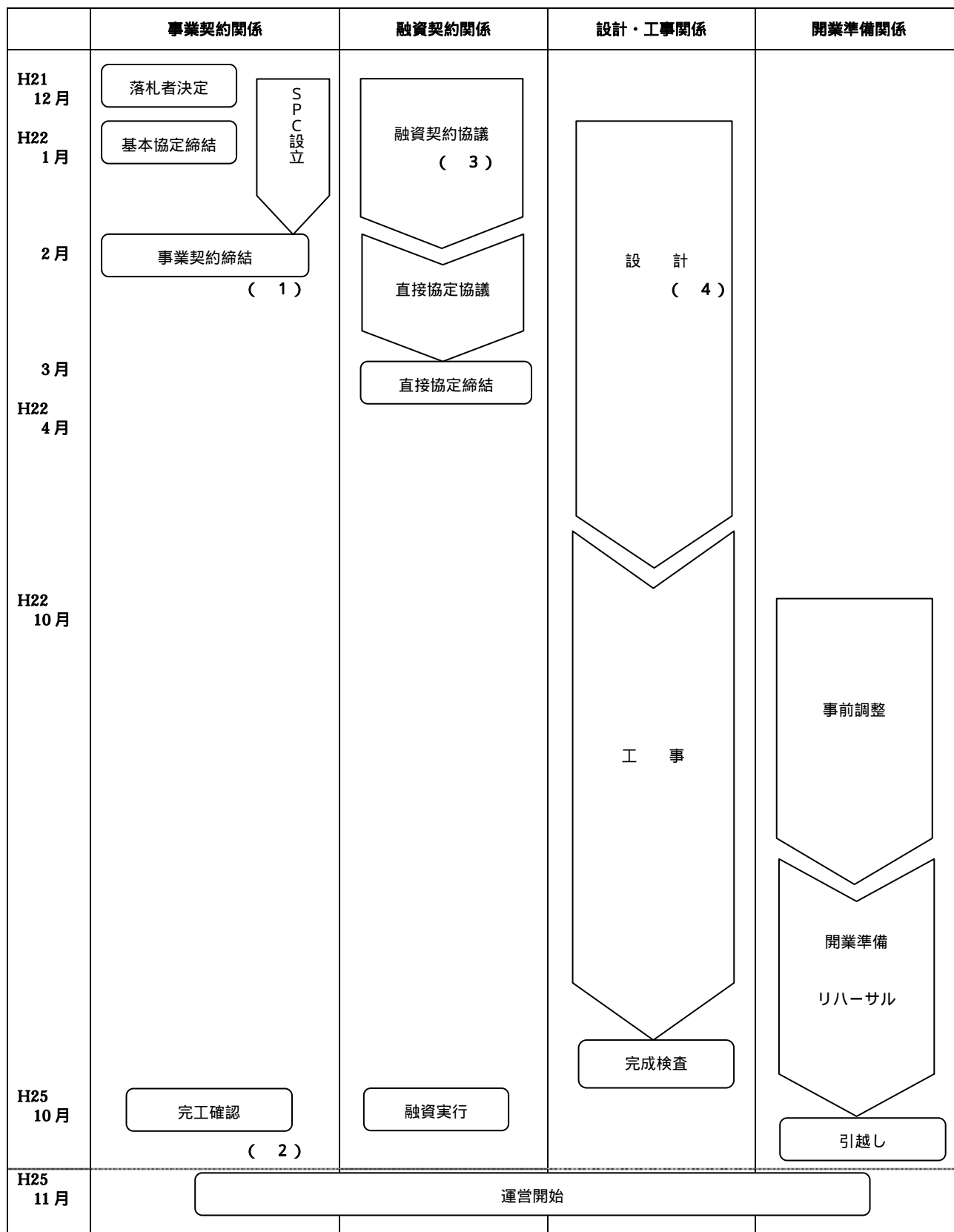
(イ) 明らかに病院事業庁の責によるもの

(ウ) 自然災害等の不可効力によるもの

ウ 施設運営開始後のモニタリングは、各業務の業務開始日に属する四半期から開始する。また、当該四半期の判断の結果は、翌月の10日までに事業者へ通知されるものとし、約20日後に支払われるサービス購入料に反映される。



落札者決定から運営開始までのスケジュール（イメージ）



- 1 契約締結と同時に契約保証金の納付が必要。(契約保証金免除の場合はそれを証する書類の提出)
- 2 病院事業庁による完工確認の際には運営に必要となる許認可を全て取得していることが必要。
- 3 直接協定の協議開始以前に、事業者と金融機関の間でローン契約についてほぼ合意ができていることが必要。
- 4 基本協定締結後に準備行為として設計業務を開始する。

(注) この表は、本件事業において特に注意を要する許認可等を整理したものであり、本件事業において必要となる全ての法手続きを網羅しているものではない。また、想定される手続きの流れを参考に示したもので、正確なスケジュールを示したものではない。

## 基本協定書(案)

神奈川県立がんセンター特定事業（以下「本件事業」という。）に関して、神奈川県病院事業庁（以下「病院事業庁」と）株式会社、株式会社、株式会社及び株式会社（以下総称して「落札者」という。）との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本基本協定は、本件事業に関し落札者の設立する本件事業の遂行者（以下「事業者」という。）と病院事業庁との間で締結する建物の設計・建設及び維持管理・運営等に関する契約（以下「特定事業契約」という。）の締結に向けて、病院事業庁及び落札者の双方の協力について定めることを目的とする。

（特定事業契約）

第2条 病院事業庁及び落札者は、本件事業の公募手続に関して応募者に配布した書類（入札説明書及び質問回答書を含み、これらに限られない。）に基づき、病院事業庁と事業者が締結する特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

（事業者）

第3条 落札者は特定事業契約の締結に向けて相互に協力し、一体として行動するものとする。株式会社（以下「グループ代表者」という。）は、事業者の設立及び事業の遂行にあたっては、グループ代表者を含む出資者をしてその必要資金を事業者に対する株式出資、劣後ローン及び匿名組合出資契約等に基づく出資の方法により拠出せしめ、（事業者設立の時点においては総額最低金 円也）かかる設立後も事業者の株主・出資者として、事業者が特定事業契約を締結し遵守するようその権利を行使せしめるものとする。

2 前項の事業者に対する資金拠出に大幅な変更が生じる場合には、グループ代表者は、事業者及びグループ代表者を含む出資者をしてあらかじめ病院事業庁の承認を得させしめるものとする。グループ代表者を含む出資者の事業者に対する株式出資、匿名組合出資、劣後ローンに関する権利義務（株式、匿名組合出資、貸付債権そのものを含むが、これらに限られない。）を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権を設定その他担保提供する場合にも同様に病院事業庁の承諾を得るものとする。ただし、病院事業庁は合理的な理由なくして、かかる承諾を留保又は遅延しないものとする。

3 落札者は、特定事業契約締結後も本件事業の遂行のために協力するものとする。

(準備行為)

第4条 特定事業契約締結前であっても、落札者は本件事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、病院事業庁は、必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。

2 かかる協力の結果は特定事業契約の締結後、事業者が速やかに引き継ぐものとする。

(紳士協定)

第5条 病院事業庁及び落札者は、本基本協定が第2条、第3条、第4条及び第6条を除いて、病院事業庁及び落札者を法的に拘束しないことを確認する。

(秘密保持)

第6条 病院事業庁及び落札者は本基本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと並びに本協定書の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、病院事業庁が条例等に基づき開示する場合はこの限りではない。

以上を証するため、本協定書を 通作成し、病院事業庁及び落札者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県病院事業管理者 病院事業庁長 堺 秀人

[落札者]

## 県立がんセンター総合整備特定事業関係者協議会の設置及び運営に関する要綱（案）

（趣旨）

**第1条** この要綱は、県立がんセンター総合整備特定事業（以下「本件事業」という。）に関して、病院事業庁と事業者との間で平成21年月日付けで締結された「県立がんセンター総合整備特定事業契約書」（以下「特定事業契約」という。）において病院事業庁と事業者との間の協議を行う機関とされている関係者協議会の組織及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌）

**第2条** 関係者協議会は、次のいずれかの事項について協議を必要とする場合に開催されるものとする。

- （1） 特定事業契約において、病院事業庁と事業者との間で協議を要するとしている事項
- （2） 特定事業契約における解釈上の疑義事項
- （3） その他特定事業契約を誠実に履行するために病院事業庁と事業者との間において意見の調整が必要となる事項

（組織）

**第3条** 病院事業庁及び事業者は、それぞれ次の者を関係者協議会の委員として出席させることができるものとする。

病院事業庁：病院事業庁病院局県立病院課長  
 がんセンター病院長  
 がんセンター総務局長  
 がんセンター看護局長  
 総務部財産管理課長

事業者：事業者の代表取締役  
 事業者の取締役 名

- 2 病院事業庁及び事業者は、前項の委員のうちから議決権を行使する代表委員を各1名選任するものとする。
- 3 病院事業庁及び事業者は、やむを得ない事由があるときは、相手方の同意を得て、第1項に定める委員を変更することができる。ただし、神奈川県、病院事業庁並びに事業者の組織変更等による職名の変更については、この限りでない。
- 4 病院事業庁及び事業者は、次の事由が生じた場合、速やかに、相手方に通知するものとする。
  - （1） 委員又は代表委員を選任したとき
  - （2） 代表委員を変更したとき
  - （3） 組織変更等による委員の職名の変更があったとき
  - （4） 人事異動等による委員の氏名の変更があったとき

（委員長）

**第4条** 関係者協議会委員長（以下「委員長」という。）は、病院事業庁の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議の議長を務める。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、県の他の委員が代理者となる。
- 4 病院事業庁は、次の事由が生じた場合、速やかに、事業者に通知するものとする。
  - （1） 委員長を選任し、又は変更したとき
  - （2） 第3項の規定により、他の委員を代理者としたとき

(開催)

**第5条** 関係者協議会は、必要に応じて委員長が招集し、開催する。

2 病院事業庁及び事業者は、必要に応じて委員長に開催を要請することができ、委員長は、要請を受けてから3週間以内に会議を開催するものとする。

(招集手続)

**第6条** 委員長は、書面によって議題を明記の上で、全委員に対し、関係者協議会開催日の2週間前までに関係者協議会の招集通知を発するものとする。ただし、委員長は、緊急の必要がある場合は、所定の招集手続を省略して開催することができる。

2 関係者協議会に出席できない委員は、あらかじめその旨を委員長に通知しなければならない。この場合で、委員以外の者を代理として出席させるときは、欠席する委員は、代理出席者の職・氏名を併せて委員長に通知しなければならない。

3 病院事業庁又は事業者の代表委員が出席できない場合、病院事業庁又は事業者は、当該関係者協議会において議決権を行使する委員の氏名を委員長に通知しなければならない。

(協議及び合意の方法)

**第7条** 関係者協議会においては、特定事業契約の規定、病院事業庁及び事業者間における衡平な負担等を考慮して、出席した委員(委員の代理出席者も含む。以下同じ。)全員が、誠実かつ十分に協議を行うものとする。

2 関係者協議会において決すべき事項がある場合は、病院事業庁及び事業者の代表委員が合意した事項に限り、関係者協議会で合意された事項とする。

3 病院事業庁及び事業者は、特定事業契約に基づき前項に従い合意された事項を遵守するものとする。

4 同一議案についての関係者協議会の開催は、3回までを限度とする。ただし、関係者協議会において開催回数 of 延長について合意された場合はこの限りではない。

(議事録)

**第8条** 関係者協議会の議事は、委員長がその経過(各委員の属する県及び事業者名の記載を含む。)及び結果を議事録に記載し病院事業庁及び事業者に送付するものとする。個別の議事に出席した委員は、当該議事の議事録の内容の訂正を委員長に対し求めることができるものとし、委員長及び当該議事に出席した他の委員は、当該訂正について必要に応じて協議するものとする。

2 病院事業庁及び事業者は、議事の進行をテープその他の媒体に記録することができるものとする。

3 病院事業庁は、法令等に基づき議事録を開示することができる。

(会議の非公開)

**第9条** 関係者協議会の会議は、非公開とする。

(委員以外の出席)

**第10条** 病院事業庁及び事業者は、必要に応じて、委員以外の者であって、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、事業者に対する融資金融機関、その他関係者協議会に出席させる必要があると認める者を、相手方の事前の同意を得たうえで、出席させることができる。この場合、申入れを受けた病院事業庁又は事業者は、その者の出席を拒む合理的な理由がない限りこれに同意するものとする。ただし、神奈川県又は事業者の役員、職員若しくは従業者を出席させる場合は、その職・氏名を、相手方に事前に通知することで足りるものとする。

2 前項に規定する委員以外の者は、関係者協議会において説明若しくは報告を行い又は意見を述べるることができる。

(ワーキンググループの設置)

**第 11 条** 委員長は、関係者協議会の協議事項に関して調整を行う必要があると認める場合、関係者協議会の下部機関として、ワーキンググループを設置することができる。

2 各委員は、必要に応じて委員長にワーキンググループの設置を要請することができる。委員長は、必要と認めた場合、速やかにワーキンググループを設置しなければならない。

(ワーキンググループの構成員)

**第 12 条** 病院事業庁及び事業者は、ワーキンググループの構成員及び構成員を代表する代表構成員を指名して、委員長に通知するものとする。

2 病院事業庁及び事業者は、代表構成員その他の構成員を変更した場合には、速やかに委員長に通知するものとする。

3 ワーキンググループの構成員の人数は、制限しない。

(ワーキンググループの協議)

**第 13 条** ワーキンググループは、病院事業庁又は事業者の代表構成員からの議事を示した開催提案により、開催されるものとする。

2 ワーキンググループにおける協議結果は、当該ワーキンググループにおける、病院事業庁及び事業者の代表構成員が合意した場合に限り、関係者協議会において合意された事項とみなす。

3 当該ワーキンググループの代表構成員間で合意が整わなかった事項について、開催提案を行った代表構成員は、速やかに委員長に報告するものとし、委員長は、必要があると認めた場合、当該事項について協議するため関係者協議会を招集するものとする。

4 ワーキンググループにおける協議結果は、開催提案を行った代表構成員から、次の関係者協議会に報告するものとする。

5 本条に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は当該ワーキンググループにおいて定めるものとする。

(構成員以外の出席)

**第 14 条** 病院事業庁及び事業者は、必要に応じて、構成員以外の者であって、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、その他ワーキンググループに出席させる必要があると認める者を、相手方の事前の同意を得たうえで、出席させることができる。この場合、申入れを受けた病院事業庁又は事業者は、その者の出席を拒む合理的な理由がない限りこれに同意するものとする。ただし、神奈川県又は事業者の役員、職員若しくは従業者を出席させる場合は、その職・氏名を、相手方に事前に通知することで足りるものとする。

2 前項に定める構成員以外の者は、ワーキンググループにおいて説明若しくは報告を行い又は意見を述べることができる。

(庶務)

**第 15 条** 関係者協議会に関する庶務は、事業者の協力を得て病院事業庁病院局県立病院課が行う。

(設置期間)

**第 16 条** 関係者協議会の設置期間は、平成 年 月 日から特定事業契約終了時までとし、必要に応じて延長することができる。

(変更手続)

**第 17 条** この要綱の変更は、病院事業庁及び事業者の同意をもって行う。

(その他)

**第 18 条** この要綱に定めるもののほか、関係者協議会に必要な事項は関係者協議会にお

いて別に定めるものとする。

- 2 この要綱は、関係者協議会及びワーキンググループを円滑に行うため、本件事業に関し、病院事業庁及び事業者が関係者協議会以外で別途協議することを妨げるものではない。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 関係者協議会の協議事項（第2条関係）

- 1 特定事業契約において、病院事業庁と事業者との間で協議を要している事項
  - (1)
  - (2)
  - (3)
- 2 特定事業契約における解釈上の疑義事項
- 3 その他特定事業契約を誠実に履行するために、病院事業庁と事業者との間において意見の調整が必要となる事項